

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>	
用語	意味	用語	意味
1～89 (略)	(略)	1～89 (略)	(略)
90 光信号端末回線	<p>光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの</p>	90 光信号端末回線	<p>光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの</p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和3年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②については令和3年4月9日とします。）時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和3年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②については令和3年4月9日とします。）以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア～イ(略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせ得る光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,179円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,179円	
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,214円	
		(4) (略)		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに 1,489円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに 1,489円	
		(7) (4)以外のもの	1 回線ごとに 1,534円	
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 3,067円		
	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
	(7) (4)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金 1 回線ごとに 第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア～イ(略) ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせ得る光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,271円	2-1の4に係る料金は含みません。
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,271円	
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,309円	
		(4) (略)		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに 1,471円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに 1,471円	
		(7) (4)以外のもの	1 回線ごとに 1,515円	
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 3,030円		
	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに 第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに 第6欄ア(7)②欄に規定する料金額	
(7) (4)以外のもの	1 回線ごとに 第6欄ア(7)③欄に規定する料金額			

		エ 2 芯 式 の 物 の	(7)~(4) (略)			
			(7) (イ) 以外 の 物 の	① 令 和 3 年 4 月 1 日 から 令 和 4 年 3 月 31 日 まで 適 用 す る 料 金	1 回 線 ご と に	4,104 円
				② 令 和 4 年 4 月 1 日 以 降 に 適 用 す る 料 金	1 回 線 ご と に	4,112 円
(4)	端 末 回 線 伝 送 機 能 (第 5 条 (標 準 的 な 接 続 箇 所) 第 1 項 第 1-2 欄 で 接 続 す る 場 合)	ア イ 以 外 の 物 の	(7) (イ) 以 外 の 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	1,537 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	1,537 円
				③ ①② 以 外 の も の	1 回 線 ご と に	1,583 円
			(4) 電 話 重 畳 す る 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	54 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	54 円
		イ 第 2 群 の 伝 送 シ ス テ ム を 用 い る も の (収 容 に 係 る 利 用 制 限 が 設 け ら れ て い る も の で あ つ て、カ ッ ド に 単 独 収 容 さ れ て い る も の に 限 り ま す。)	(7) (イ) 以 外 の 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	1,780 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	1,780 円
				③ ①② 以 外 の も の	1 回 線 ご と に	1,826 円
			(4) 電 話 重 畳 す る 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	297 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	297 円
(4)	-2 端 末 回 線 伝 送 機 能 (第 5 条 (標 準 的 な 接 続 箇 所) 第 1 項 第 1-4 欄 で 接 続 す る 場 合)	下 部 端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の		1 回 線 ご と に	831 円
			イ 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の		1 回 線 ご と に	831 円
			ウ アイ 以 外 の も の		1 回 線 ご と に	856 円

		エ 2 芯 式 の 物 の	(7)~(4) (略)			
			(7) (イ) 以 外 の も の		1 回 線 ご と に	3,689 円
(4)	端 末 回 線 伝 送 機 能 (第 5 条 (標 準 的 な 接 続 箇 所) 第 1 項 第 1-2 欄 で 接 続 す る 場 合)	ア イ 以 外 の 物 の	(7) (イ) 以 外 の 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	1,513 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	1,513 円
				③ ①② 以 外 の も の	1 回 線 ご と に	1,558 円
			(4) 電 話 重 畳 す る 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	53 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	53 円
		イ 第 2 群 の 伝 送 シ ス テ ム を 用 い る も の (収 容 に 係 る 利 用 制 限 が 設 け ら れ て い る も の で あ つ て、カ ッ ド に 単 独 収 容 さ れ て い る も の に 限 り ま す。)	(7) (イ) 以 外 の 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	1,739 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	1,739 円
				③ ①② 以 外 の も の	1 回 線 ご と に	1,784 円
			(4) 電 話 重 畳 す る 場 合	① 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の	1 回 線 ご と に	279 円
				② 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の	1 回 線 ご と に	279 円
(4)	-2 端 末 回 線 伝 送 機 能 (第 5 条 (標 準 的 な 接 続 箇 所) 第 1 項 第 1-4 欄 で 接 続 す る 場 合)	下 部 端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-1 の も の		1 回 線 ご と に	896 円
			イ 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1-2 の も の		1 回 線 ご と に	896 円
			ウ アイ 以 外 の も の		1 回 線 ご と に	923 円

(5)	ア	端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	187円		ア	端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	166円																				
			(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	187円				(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	166円																				
	イ	端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,914円		イ	端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)	(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,704円																				
			(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,914円				(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,704円																				
(6)	ア	光信号端末回線 (光局外スリッパを含まないものに限りです。により芯で送を行う機能)	(7)	光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円		ア	光信号端末回線 (光局外スリッパを含まないものに限りです。により芯で送を行う機能)	(7)	光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,791円														
							B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円																							
							A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円								②	保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円		A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,791円					
																													B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円	
							A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円								③	①②以外のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,845円					
																													B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,056円	
							A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円								④	(4)	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円		(4)	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,791円

		② 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	A 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	1,992円
			B 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	1,996円
		③ ①② 以外の もの	A 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	2,052円
			B 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	2,056円
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタ を含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	(7) 保守の 区別が タイプ 1-1の もの	① 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	1,656円	
		② 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	1,645円	
	(4) 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	① 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	1,656円	
		② 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	1,645円	
	(9) (7)(4) 以外の もの	① 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	1,702円	
		② 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	1,691円	
(7)~(8) (略)					

		② 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1回線ごと に	1,791円
		③ ①②以外のもの	1回線ごと に	1,845円
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタ を含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ 1-1のもの	① 令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ごと に	1,476円
		② 令和4年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ごと に	1,476円
	(4) 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1回線ごと に	1,476円	
(9) (7)(4)以外のもの	1回線ごと に	1,516円		
(7)~(8) (略)				

(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,045円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,799円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,416円	

(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,838円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,592円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,209円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主回線（光局外スプリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,512円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 195円を加算した料金額 195円のうち、 191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 191円を加算した料金額 191円のうち、 188円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 146円を加算した料金額 146円のうち、 144円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(6) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 146円を加算した料金額 146円のうち、 144円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主回線（光局外スプリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,356円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 191円を加算した料金額 191円のうち、 188円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 146円を加算した料金額 146円のうち、 144円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 122円を加算した料金額 122円のうち、 120円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の別 がタイプ1 -2のもの	(7)	令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,512円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額 に、 195円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
	(4)	令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)②欄に規 定する料金額 に、 191円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線ご とに	令和5年4月 1日以降に適 用する2-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、 146円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
ウ アイ以外 のもの	(7)	令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,554円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額 に、 200円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 200円 のうち、 196円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

イ 保守の別 がタイプ1 -2のもの	(7)	令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,356円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 191円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
	(4)	令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	令和5年4月 1日から令和 6年3月31日 まで適用する 2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	令和5年4月 1日から令和 6年3月31日 まで適用する 2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 146円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線ご とに	令和6年4月 1日以降に適 用する2-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、 122円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
ウ アイ以外 のもの	(7)	令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,393円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 196円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ 196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

			(イ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 196円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	182円	—	
	イ 1芯式のもの	(イ)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金		(イ)①欄に規定する料金額
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	(イ)②欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		161円
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		167円
ウ (略)	—	—	—		

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	147円	—
	イ 1芯式のもの	(イ)以外のもの	(イ)欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	
	ウ (略)	—	—	

(2)	2-1-1-1 第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐末端回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	355円	75円			
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	355円	75円			
						③ ①②以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	366円	77円			
						(4)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等その光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	359円	75円
									B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	359円	75円
									C AB以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	370円	77円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等その光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	355円	75円							
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	355円	75円							
		C AB以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	366円	77円							

(2)	2-1-1-1 第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐末端回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	328円	65円			
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	328円	65円			
						③ ①②以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	338円	67円			
						(4)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等その光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	333円	65円
									B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	333円	65円
									C AB以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	343円	67円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等その光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	329円	65円							
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	329円	65円							
		C AB以外のもの	1 光信号分岐末端回線ごとに	339円	67円							

イ 光信号主 端末回線 に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円	—		
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,645円			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円		—	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,645円			
	(7) (4)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,702円			—
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,691円			
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	363円	—			
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	1,209円				

イ 光信号主 端末回線 に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	1,476円	—
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	1,476円	
	(7) (4)以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	1,516円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	303円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	1,078円	

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの (7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,512円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 195円を加算した料金額 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの (7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,356円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 191円を加算した料金額 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,554円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 200円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 200円 のうち、 196円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 196円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(7)	令和5年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,393円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 196円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(7)	令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	173円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	183円
	(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	(略)	—

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	175円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	182円
	(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	(略)	—

2-1の2 ISM折返し機能

月額					
区分	単位	料金額	備考		
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、相互接続通信の通信路の設定を行う機能)	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	876円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	57,926円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額					
区分	単位	料金額	備考		
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、相互接続通信の通信路の設定を行う機能)	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	953円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	62,976円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額					
区分	料金額	備考			
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、相互変換を行う機能)	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	369円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	369円		
		ウ アイ以外のもの	380円		
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	964円		
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	964円		
		ウ アイ以外のもの	993円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額					
区分	料金額	備考			
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、相互変換を行う機能)	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	424円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	424円		
		ウ アイ以外のもの	437円		
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,156円		
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,156円		
		ウ アイ以外のもの	1,191円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額							
区分	料金額	備考					
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	172円	—		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	172円			
			③ ①②以外のもの	177円			
		(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	208円			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	208円			
			③ ①②以外のもの	214円			
		イ(略)	—	—		—	—

2-1の4 光信号多重分離機能

月額							
区分	料金額	備考					
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	—		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	174円			
			③ ①②以外のもの	179円			
		(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	197円			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	197円			
			③ ①②以外のもの	203円			
		イ(略)	—	—		—	—

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	—	—	—	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能メニュー利用ごとに	0,1118円	—	
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0,1120円	—	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,666,667円	—	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	—	—	—	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能メニュー利用ごとに	0,1145円	—	
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0,1377円	—	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	9,416,667円	—	

(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00004503円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00005261円	
		ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00005629円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00006664円	
(7)~(10) (略)					

(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00005293円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00006333円	
		ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00006616円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00007834円	
(7)~(10) (略)					

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考			
(1)~(3) (略)							
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア (略)					
		イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI Po E方式で接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	①更改前の設備で接続する場合 ②更改後の設備で接続する場合	1 ポー トあたり月額	404,057円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	295,442円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		
		(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	277,577円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		
		(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	249,166円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		
		(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	533,916円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		
		(7) 北海道内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	339,250円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		
		(7) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	410,822円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。		

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考		
(1)~(3) (略)						
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア (略)				
		イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI Po E方式で接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	136,868円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	262,254円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	229,650円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	215,318円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	460,011円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(7) 北海道内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	275,244円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	
		(7) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1 ポー トあたり月額	273,321円	I Po E 接続を利用している協定事業者に適用します。	

		(イ) 群馬県内 及び 山梨県内の 設置場所 において接続 する場合	1ポ トあた り月額	462,678円	I P o E 接続を利用 している 協定事 業者に適 用します。
	ウ～エ (略)				

		(イ) 群馬県内 及び 山梨県内の 設置場所 において接続 する場合	1ポ トあた り月額	406,916円	I P o E 接続を利用 している 協定事 業者に適 用します。
	ウ～エ (略)				

2-4の2 (略)

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,209円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,209円	

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,078円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,078円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

2-5-3-3 加算料

月額

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	363円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,209円	

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	303円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,078円	

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する回線が同一の単位料金区域に終結する場合
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	11,425円	9,881円
	一般専用ノード装に保るも	10,189円	8,098円
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,800円 86,342円
		クラスが下記以外のもの	11,000円 9,523円
		エコーミークラスのもの	11,425円 9,881円
		保守の別がタイプ1-1のもの	117,015円 113,921円
		保守の別がタイプ1-2のもの	17,401円 14,463円
		保守の別がタイプ2のもの	18,425円 15,331円
		保守の別が上記以外のもの	136,055円 131,417円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,156円 148,969円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	183,353円 184,072円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	231,550円 219,175円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	307,938円 289,381円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	422,528円 394,690円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	537,118円 499,999円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,825円 116,809円
		エコーミークラスのもの	154,831円 119,128円
		保守の別がタイプ1-1のもの	160,915円 123,796円
		保守の別がタイプ1-2のもの	899,978円 833,477円
		保守の別が上記以外のもの	1,281,939円 1,184,506円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,444,800円 1,517,884円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,849,271円 7,786,059円
		クラスが下記以外のもの	9,119,067円 7,950,953円
		エコーミークラスのもの	9,476,666円 8,262,742円
		保守の別がタイプ1-1のもの	
		保守の別がタイプ1-2のもの	
		保守の別が上記以外のもの	

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		通信路設定伝送機能相互接続点が当社館の距離が10kmを別々に定める通信路設定伝送機能の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	1,840円	4,278円
	一般専用ノード装に保るも	2,660円	3,375円
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,840円 4,278円
		クラスが下記以外のもの	1,740円 4,036円
		エコーミークラスのもの	1,730円 4,112円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,840円 4,278円
		保守の別がタイプ1-2のもの	3,690円 8,556円
		保守の別がタイプ2のもの	3,480円 8,072円
		保守の別が上記以外のもの	3,550円 8,233円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,690円 8,556円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,530円 12,834円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円 17,113円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,070円 25,669円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,760円 34,226円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	22,130円 51,338円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	33,200円 77,007円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	44,270円 102,676円
		エコーミークラスのもの	44,270円 96,864円
		保守の別がタイプ1-1のもの	42,600円 98,801円
		保守の別がタイプ1-2のもの	44,270円 102,676円
		保守の別が上記以外のもの	79,310円 183,961円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,200円 269,524円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,240円 350,890円
		クラスが下記以外のもの	(略)
		エコーミークラスのもの	(略)
		保守の別がタイプ1-1のもの	(略)
		保守の別がタイプ1-2のもの	(略)
		保守の別が上記以外のもの	(略)

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		9,575円	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	7,792円	
	一般専用ノード装に保るも	96,036円	
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	113,308円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	96,036円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,308円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,498円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	147,744円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	182,234円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	216,224円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	285,706円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	289,176円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	482,847円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	820,304円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,165,207円
		1.492,864円	

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する回線が同一の単位料金区域に終結する場合
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	11,086円	9,466円
	一般専用ノード装に保るも	9,942円	7,723円
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,641円 30,021円
		クラスが下記以外のもの	10,479円 8,951円
		エコーミークラスのもの	10,680円 9,123円
		保守の別がタイプ1-1のもの	11,086円 9,466円
		保守の別がタイプ1-2のもの	109,641円 106,402円
		保守の別がタイプ2のもの	17,322円 14,076円
		保守の別が上記以外のもの	187,487円 170,052円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	188,138円 14,899円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,575円 122,716円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	145,553円 139,075円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	181,510円 171,784円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	217,467円 204,510円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	269,382円 269,947円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	397,253円 368,101円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	505,124円 466,254円
		エコーミークラスのもの	184,378円 117,706円
		保守の別がタイプ1-1のもの	187,487円 170,052円
		保守の別がタイプ1-2のもの	163,615円 124,745円
		保守の別が上記以外のもの	828,144円 760,717円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,152,359円 1,055,179円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,475,376円 1,349,639円
		クラスが下記以外のもの	18,178,681円 17,034,679円
		エコーミークラスのもの	18,543,275円 17,375,161円
		保守の別がタイプ1-1のもの	18,543,275円 17,375,161円
		保守の別がタイプ1-2のもの	19,270,449円 18,056,525円
		保守の別が上記以外のもの	

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		通信路設定伝送機能相互接続点が当社館の距離が10kmを別々に定める通信路設定伝送機能の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	1,770円	4,374円
	一般専用ノード装に保るも	2,280円	3,451円
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,770円 4,374円
		クラスが下記以外のもの	1,670円 4,126円
		エコーミークラスのもの	1,700円 4,209円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,770円 4,374円
		保守の別がタイプ1-2のもの	3,540円 8,747円
		保守の別がタイプ2のもの	3,410円 8,417円
		保守の別が上記以外のもの	3,540円 8,747円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,310円 13,121円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,080円 17,494円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,620円 26,241円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,180円 34,988円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	21,240円 52,437円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,860円 78,724円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	42,480円 104,965円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40,080円 99,024円
		エコーミークラスのもの	40,830円 101,004円
		保守の別がタイプ1-1のもの	42,480円 104,965円
		保守の別がタイプ1-2のもの	44,200円 108,004円
		保守の別が上記以外のもの	79,310円 183,961円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	106,210円 262,414円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	138,080円 341,138円
		クラスが下記以外のもの	(略)
		エコーミークラスのもの	(略)
		保守の別がタイプ1-1のもの	(略)
		保守の別がタイプ1-2のもの	(略)
		保守の別が上記以外のもの	(略)

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
		9,099円	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装に保るも	7,356円	
	一般専用ノード装に保るも	89,654円	
	中継伝送路設備及び端末回線を受取る伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	105,669円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	89,654円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,669円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,616円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	137,608円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	169,592円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	201,576円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	265,545円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	261,499円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,452円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	745,313円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,033,173円
		1,321,032円	

2-8 番号案内機能等

	区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)、を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	204円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	208円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	ア イ以外の場合 イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	205円	
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	44.45円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	——	——	——
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41.61円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)	——	——	——

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3,2950円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,4918円	——

2-10-2 (略)

2-8 番号案内機能等

	区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	256円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2 番号案内サービス接続機能 (一般中継ルータ接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	252円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	260円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	205円	
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	64.37円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	——	——	——
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	60.35円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)	——	——	——

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,8458円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,8424円	——

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	34円	
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの 1回線ごとに月額	35円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円	
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	363円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに1メートルあたり月額	1,209円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(21)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	339円	

2-1-2~2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		1事業者あたり月額	
		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	33,638円	

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	54円	
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの 1回線ごとに月額	30円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	44円	
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	30円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	(略)	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	303円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに1メートルあたり月額	1,078円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	(略)	
(21)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	365円	

2-1-2~2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		1事業者あたり月額	
		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	28,186円	

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.267
	電力設備		0.951
	伝送機械設備		0.163
	無線機械設備		0.050
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.089
	土地及び通信用建物以外		0.012
共通割掛費比率			0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.029
		端末系交換機能	0.054
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.051
		データ系設備合計	0.110
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.034
	通信料対応設備合計	(略)	
	データ系設備合計	(略)	
繰延資産比率			0.0105
投資等比率			0.0012
貯蔵品比率			0.0063
他人資本比率			0.216
自己資本比率			0.784
他人資本利率			0.0035
自己資本利益率			0.0004
有利子負債以外の負債の比率			0.143
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0009
利益対応税率			(略)
貸倒率			(略)

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.263
	電力設備		0.988
	伝送機械設備		0.157
	無線機械設備		0.633
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.080
	土地及び通信用建物以外		0.007
共通割掛費比率			0.034

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.108
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.035
	通信料対応設備合計	(略)	
	データ系設備合計	(略)	
繰延資産比率			0.0114
投資等比率			0.0016
貯蔵品比率			0.0078
他人資本比率			0.215
自己資本比率			0.785
他人資本利率			0.0026
自己資本利益率			0.0003
有利子負債以外の負債の比率			0.158
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0003
利益対応税率			(略)
貸倒率			(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,620円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,263円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,784円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,184円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,243円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,863円		
			平日深夜 5,571円		
			土日祝日昼夜間 5,040円		
			土日祝日深夜 5,748円		
			土日祝日深夜 5,748円		
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,350円		
		平日夜間 3,840円			
		平日深夜 4,339円			
		土日祝日昼夜間 3,980円			
		土日祝日深夜 4,539円			
		土日祝日深夜 4,539円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 767円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 181円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 7,019円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)					

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,630円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,275円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,791円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,191円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,257円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,892円		
			平日深夜 5,618円		
			土日祝日昼夜間 5,074円		
			土日祝日深夜 5,800円		
			土日祝日深夜 5,800円		
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,362円		
		平日夜間 3,863円			
		平日深夜 4,437円			
		土日祝日昼夜間 4,007円			
		土日祝日深夜 4,580円			
		土日祝日深夜 4,580円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 770円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 182円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 7,044円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)					

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア	基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,142円	移転先事業者に適用します。		
						平日夜間	1,309円			
						平日深夜	1,499円			
						土日祝日昼夜間	1,356円			
						土日祝日深夜	1,547円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	711円
									平日夜間	815円
									平日深夜	934円
									土日祝日昼夜間	845円
									土日祝日深夜	964円
イ	加算額	(7) (略)	—	—						
			(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,560円				
				1電気通信番号ごとに		1,560円				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,142円	—		
						平日夜間	1,309円			
						平日深夜	1,499円			
						土日祝日昼夜間	1,356円			
						土日祝日深夜	1,547円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	624円
									平日夜間	715円
									平日深夜	819円
									土日祝日昼夜間	741円
									土日祝日深夜	845円
イ	ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,279円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
						平日夜間	1,466円			
						平日深夜	1,679円			
						土日祝日昼夜間	1,519円			
						土日祝日深夜	1,733円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に		平日昼間	624円
									平日夜間	715円
									平日深夜	819円
									土日祝日昼夜間	741円
									土日祝日深夜	845円
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア	基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,146円	移転先事業者に適用します。		
						平日夜間	1,317円			
						平日深夜	1,512円			
						土日祝日昼夜間	1,366円			
						土日祝日深夜	1,561円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	714円
									平日夜間	820円
									平日深夜	942円
									土日祝日昼夜間	851円
									土日祝日深夜	972円
イ	加算額	(7) (略)	—	—						
			(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,565円				
				1電気通信番号ごとに		1,565円				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号のみを削除する場合	ア	ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,146円	—		
						平日夜間	1,317円			
						平日深夜	1,512円			
						土日祝日昼夜間	1,366円			
						土日祝日深夜	1,561円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	626円
									平日夜間	719円
									平日深夜	826円
									土日祝日昼夜間	746円
									土日祝日深夜	853円
イ	ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,284円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
						平日夜間	1,475円			
						平日深夜	1,694円			
						土日祝日昼夜間	1,530円			
						土日祝日深夜	1,748円			
						(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に		平日昼間	626円
									平日夜間	719円
									平日深夜	826円
									土日祝日昼夜間	746円
									土日祝日深夜	853円

(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 2,283円 平日夜間 2,617円 平日深夜 2,998円 土日祝日昼夜間 2,713円 土日祝日深夜 3,094円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,167円 平日夜間 1,337円 平日深夜 1,532円 土日祝日昼夜間 1,386円 土日祝日深夜 1,581円	
		イ (略)				
(27) (略)						
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,275円 平日夜間 16,053円 平日深夜 18,083円 土日祝日昼間 16,562円 土日祝日夜間 16,562円 土日祝日深夜 18,592円		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 11,024円 平日夜間 12,636円 平日深夜 14,475円 土日祝日昼間 13,097円 土日祝日夜間 13,097円 土日祝日深夜 14,936円		
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者が住宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者が住宅内で開通試験を実施しない場合 1工事ごとに 1,390円	利用者が住宅内の光屋内配線の開通試験は協定事業者へ実施していただきます。	
				② 当社が利用者が住宅内で開通試験のみを実施する場合 1工事ごとに 平日昼間 6,175円 平日夜間 6,875円 平日深夜 7,673円 土日祝日昼間 7,075円 土日祝日夜間 7,075円 土日祝日深夜 7,873円		
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 2,292円 平日夜間 2,633円 平日深夜 3,024円 土日祝日昼夜間 2,731円 土日祝日深夜 3,122円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,171円 平日夜間 1,345円 平日深夜 1,545円 土日祝日昼夜間 1,395円 土日祝日深夜 1,595円	
		イ (略)				
(27) (略)						
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間 14,193円 平日夜間 16,012円 平日深夜 18,095円 土日祝日昼間 16,535円 土日祝日夜間 16,535円 土日祝日深夜 18,616円		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間 11,063円 平日夜間 12,712円 平日深夜 14,599円 土日祝日昼間 13,185円 土日祝日夜間 13,185円 土日祝日深夜 15,071円		
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者が住宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者が住宅内で開通試験を実施しない場合 1工事ごとに 1,212円	利用者が住宅内の光屋内配線の開通試験は協定事業者へ実施していただきます。	
				② 当社が利用者が住宅内で開通試験のみを実施する場合 1工事ごとに 平日昼間 6,014円 平日夜間 6,730円 平日深夜 7,549円 土日祝日昼間 6,935円 土日祝日夜間 6,935円 土日祝日深夜 7,754円		

(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、単芯により接続する場合に要する費用）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,400円	——
			土日祝日昼間	4,040円	

(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、単芯により接続する場合に要する費用）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,412円	——
			土日祝日昼間	4,067円	

2-2~2-3 (略)

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,239円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,151円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,192円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,412円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,453円

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,261円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,194円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,262円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,462円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,529円

第2 手数料

1 (略)

2 手数料の額

2-1 手数料

区分		単位	手数料の額	備考		
(1) (略)						
(2) 料金回収 手数料	別表2(接 続形態)第 2表におい て協定事業 者が利用者 料金設定事 業者となる 接続形態の 場合であっ て、同別表 第3表にお いて当社が 利用者料金 請求事業と なると、当 社が行う回 収業務に要 する費用	ア イ以 外の 場合	(7) 電話サービス又は 総合デジタル通 信サービスの利 用者に対する 料金請求書 の料金内訳項 目を1の協定事 業者が専有す る場合であっ て、請求・回 収・回収を当 社が行う場合	1内訳項目ご とに	12.23円	特定中継 事業者に 適用しま す。
			月額	(略)		
		(4) 電話サービス又は 総合デジタル通 信サービスの利 用者に対する 料金請求書 の料金内訳項 目を複数の協 定事業者で共 用する場合 であって、通 信ごとのデー タ蓄積・料金 計算、請求金 額確定及び請 求・収納・回 収を当社が行 う場合	月額	当社が請求す る利用者料 金の	3.3% に相当する額	携帯・自 動車電話 事業者及 びPHS 事業者に 適用しま す。
			(7) 当社の音声利用 IP通信網サー ビスの利用者 に対する料金 請求書の料金 内訳項目を1 の協定事業 者が専有す る場合であ って、通信 ごとのデー タ蓄積・料金 計算、請求金 額確定及び請 求・収納・回 収を当社が行 う場合	1通信ごと に	(略)	
			1内訳項目ご とに	12.82円		
			月額	(略)		
(3) 電話帳掲 載手数料	協定事業者 の契約者の 回線番号等 を電話帳に 掲載する場 合に要する 費用	ア 50音別電話帳 に掲載する場 合	1発行ごとに1 掲載あたり	69円		
			イ 職業別電話帳 に掲載する場 合	1発行ごとに1 掲載あたり	190円	
(4) (略)						
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別 契約事業者 に対する契約 情報の提供) 又は第99条 (みなし契約 事業者に対 する契約情 報の提供)第 3項の規定 により、契 約者回線番 号等及び契 約者回線の 設置場所等 の契約情報 を提供する 場合の手続 に要する費 用	1件ごとに	231円	中継事業 者又は国 際系事業 者に適用 します。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、 総合デジタル 通信サービス 又は音声利 用IP通信網 サービスの 契約を行う ことにより、 協定事業者 と電気通信 サービスの 契約を締結 すること になる場合 の手続きに 要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契 約事業 者に適用 します。		

第2 手数料

1 (略)

2 手数料の額

2-1 手数料

区分		単位	手数料の額	備考		
(1) (略)						
(2) 料金回収 手数料	別表2(接 続形態)第 2表におい て協定事業 者が利用者 料金設定事 業者となる 接続形態の 場合であっ て、同別表 第3表にお いて当社が 利用者料金 請求事業と なると、当 社が行う回 収業務に要 する費用	ア イ以 外の 場合	(7) 電話サービス又は 総合デジタル通 信サービスの利 用者に対する 料金請求書 の料金内訳項 目を1の協定事 業者が専有す る場合であっ て、請求・回 収・回収を当 社が行う場合	1内訳項目ご とに	13.22円	特定中継 事業者に 適用しま す。
			月額	(略)		
		(4) 電話サービス又は 総合デジタル通 信サービスの利 用者に対する 料金請求書 の料金内訳項 目を複数の協 定事業者で共 用する場合 であって、通 信ごとのデー タ蓄積・料金 計算、請求金 額確定及び請 求・収納・回 収を当社が行 う場合	月額	当社が請求す る利用者料 金の	3.0% に相当する額	携帯・自 動車電話 事業者及 びPHS 事業者に 適用しま す。
			(7) 当社の音声利用 IP通信網サー ビスの利用者 に対する料金 請求書の料金 内訳項目を1 の協定事業 者が専有す る場合であ って、通信 ごとのデー タ蓄積・料金 計算、請求金 額確定及び請 求・収納・回 収を当社が行 う場合	1通信ごと に	(略)	
			1内訳項目ご とに	13.74円		
			月額	(略)		
(3) 電話帳掲 載手数料	協定事業者 の契約者の 回線番号等 を電話帳に 掲載する場 合に要する 費用	ア 50音別電話帳 に掲載する場 合	1発行ごとに1 掲載あたり	68円		
			イ 職業別電話帳 に掲載する場 合	1発行ごとに1 掲載あたり	196円	
(4) (略)						
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別 契約事業者 に対する契約 情報の提供) 又は第99条 (みなし契約 事業者に対 する契約情 報の提供)第 3項の規定 により、契 約者回線番 号等及び契 約者回線の 設置場所等 の契約情報 を提供する 場合の手続 に要する費 用	1件ごとに	232円	中継事業 者又は国 際系事業 者に適用 します。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、 総合デジタル 通信サービス 又は音声利 用IP通信網 サービスの 契約を行う ことにより、 協定事業者 と電気通信 サービスの 契約を締結 すること になる場合 の手続きに 要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契 約事業 者に適用 します。		

			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,876円			
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	1,042円			
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	655円			
(13) (略)								
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	711円			
		イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	967円	申告事業者に適用します。		
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	717円			
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	118円			
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,339円		
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	730円		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	830円		
			イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,666円	
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	420円	
		(4) 光信号端末回線(光局外スリッパを含む)に限り、以下、この欄において同じとします。の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	49円			
			② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	94円			
(16)~(20) (略)								

			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,911円			
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	1,046円			
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	657円			
(13) (略)								
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	714円			
		イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	970円	申告事業者に適用します。		
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	720円			
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	120円			
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,361円		
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	733円		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	833円		
			イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,672円	
			ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	535,692円	
		(4) 光信号端末回線(光局外スリッパを含む)に限り、以下、この欄において同じとします。の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	55,346円			
			② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	106,038円			
(16)~(20) (略)								

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,847円	—		
		イ	光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	842円	—		
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,152円	—		
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,380円	—		
			(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,684円	—		
		イ	伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,795円	—	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,589円	—		
				イ	(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,315円	—
						1 通信用建物ごとの1件ごとに	23,009円	—
						1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,322円	—
				イ	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,922円	—
						(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,204円
		1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,832円				—	
		(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに			6,832円	—	
			(4) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合			1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,694円	—
		(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,878円	—
				イ	光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	845円	—
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,160円	—		
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,395円	—		
				イ	(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,729円	—
		伝送損失の調査に要する費用				1 区間ごとに	2,805円	—
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,761円	—		
				イ	(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,436円	—
						1 通信用建物ごとの1件ごとに	23,091円	—
						1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,390円	—
				イ	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,953円	—
						(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,233円
		1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,856円				—	
		(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに			6,856円	—	
			(4) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合			1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,718円	—

		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,757円	—
				(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	3,120円	—
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,721円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	35,271円	—
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	27,577円	—
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	1,933円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (4)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,821円
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	312円	—
				③ 協定事業者が電気通信サービス(音声伝送業務に限りません)の提供を希望する番号区画(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第1に規定するものをいいます。)と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	46円	—
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	46円	—		

		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,781円	—
				(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	3,131円	—
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,741円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	27,929円	—
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	27,524円	—
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	1,929円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (4)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,842円
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	313円	—
				③ 協定事業者が電気通信サービス(音声伝送業務に限りません)の提供を希望する番号区画(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第1に規定するものをいいます。)と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	58円	—
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	58円	—		

		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除するに限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	109円	—			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除するに限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	161円	—			
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	654円	—	(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	661円	—			
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	251円	—			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	304円	—			
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	26,899円	—	(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	26,858円	—			
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	717円	—	(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	720円	—			
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサーピスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサーピスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,167円	—	(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサーピスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサーピスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,171円	—			
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,482円	—			イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,518円	—			
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,973円	—	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	8,002円	—	
				平日夜間	14,395円	—					平日夜間	14,482円	—	
				平日深夜	22,438円	—					平日深夜	22,630円	—	
				土日祝日昼間	9,473円	—					土日祝日昼間	9,536円	—	
				土日祝日夜間	14,920円	—					土日祝日夜間	15,021円	—	
				土日祝日深夜	23,153円	—					土日祝日深夜	23,361円	—	
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用		月額	1,700,000円	—	(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用		月額	1,634,000円	—			

(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,290円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,808円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,015円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,539円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,015円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,101円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,743円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,261円	
	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,743円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,261円	—
カ(略)					
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		1,655,101円	—
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,487円	—
			土日 祝日 昼間	8,894円	—

(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,298円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,817円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,022円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,548円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,022円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,112円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,757円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,276円	
	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,757円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,276円	—
カ(略)					
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		1,046,659円	—
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,513円	—
			土日 祝日 昼間	8,954円	—

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.105

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.319
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区分	内容
取付費比率	受電設備	1.314
	発電設備	0.620
	電源設備及び蓄電池設備	0.905
	空気調整設備	1.498
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.012
自己資本利益率		0.0521

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.102

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.308
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区分	内容
取付費比率	受電設備	1.315
	発電設備	0.536
	電源設備及び蓄電池設備	0.906
	空気調整設備	1.502
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.015
自己資本利益率		0.0431

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

		1平方メートル毎に年額	
通信用建物が所属する行政区	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,220円	43,116円
	札幌南	1,362円	35,894円
	札幌1外	11,046円	58,398円
	新琴似	933円	25,288円
	篠路	627円	66,229円
	札幌東	827円	80,815円
	丘珠	938円	22,242円
	東苗穂	45円	28,855円
	札幌白石	1,379円	24,686円
	札幌北郷	428円	16,507円
	札幌豊平	1,452円	30,002円
	札幌月寒	1,827円	25,770円
	清田	527円	49,552円
	真駒内	1,722円	32,557円
	発寒	1,615円	18,321円
	厚別	644円	21,226円
	もみじ台	571円	22,418円
	手稲	635円	14,882円
	函館	361円	43,190円
	函館松陰	750円	30,729円
	函館北	503円	33,985円
	桔梗	114円	12,491円
	函館千歳	573円	29,079円
	小樽2	477円	13,430円
	旭川	295円	22,122円
	旭川東光	314円	18,041円
	春光	333円	13,828円
	東鷹栖	171円	10,430円
	永山	235円	12,176円
	東旭川	216円	25,154円
	旭川市外	255円	22,110円
	旭川神楽	247円	29,484円
	室蘭	202円	34,226円
	新室西	155円	60,312円
	釧路	314円	26,568円
	釧路鳥取	233円	24,139円
	釧路南	242円	22,852円
	釧路武佐	158円	13,367円
	愛国	306円	20,634円
	帯広稲田	312円	18,089円
	西帯広	246円	27,015円
	白樺通り	348円	41,404円
	帯広東	271円	29,284円
	北海道北見	253円	11,306円
	岩見沢	167円	24,449円
	網走	168円	13,682円
	留萌	55円	14,491円
	苫小牧	166円	30,841円
	苫小牧東	121円	37,513円
	苫小牧西	238円	21,086円
	勇払	66円	66,222円
	稚内	150円	17,780円
	稚内南	145円	19,286円
	美瑛	52円	15,110円
	芦別	79円	15,859円
	江別	377円	10,479円
	札幌大森	213円	23,796円
	紋別	84円	35,871円
	士別	99円	16,312円
	名寄	161円	17,310円
	根室	149円	21,549円
	千歳	295円	31,156円
	泉沢	205円	61,000円
	滝川	126円	59,314円
	砂川	114円	66,882円
	石狩深川	92円	17,574円
	富良野	195円	28,421円
	恵庭	289円	23,048円
	島松	214円	19,365円
	北海道伊達	380円	17,859円
	石狩広島	286円	12,517円
	輪厚	954円	51,657円
	石狩	20円	91,857円
	当別	73円	14,192円
	倶知安	842円	20,747円
	岩内	72円	15,325円
	余市	110円	20,557円
	北海道栗山	121円	51,018円
	門別富川	70円	19,176円
	静内	77円	19,511円
	浦河	134円	16,014円
	木野	318円	30,915円
	士幌	43円	17,235円
	鹿追	35円	23,531円
	新得	92円	77,053円
	大樹	71円	78,196円
	本別	171円	15,109円
	足寄	104円	12,070円
	釧路白糠	143円	30,412円
	中標津	106円	43,969円
	根室標津	50円	24,908円
	札幌石山	517円	18,181円
	川沿	702円	20,940円
	東相の内	176円	75,373円
	遠軽	168円	11,548円
	幕別	109円	27,275円
	南幌	83円	19,026円
	簗舞	87円	17,496円
	虻田	123円	12,741円
	錦岡	287円	32,480円
	美幌	153円	11,608円
	岩見沢幌向	13円	17,919円
	湯の川	336円	19,647円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

		1平方メートル毎に年額	
通信用建物が所属する行政区	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,139円	38,428円
	札幌南	1,422円	32,715円
	札幌1外	9,932円	52,394円
	新琴似	954円	23,525円
	篠路	600円	42,525円
	札幌東	776円	84,701円
	丘珠	1,003円	20,979円
	東苗穂	51円	28,112円
	札幌白石	1,441円	30,792円
	札幌北郷	480円	13,678円
	札幌豊平	1,460円	24,553円
	札幌月寒	1,911円	22,662円
	清田	543円	47,563円
	真駒内	1,725円	32,596円
	発寒	1,532円	17,518円
	厚別	610円	17,963円
	もみじ台	595円	19,517円
	手稲	701円	13,181円
	函館	338円	51,042円
	函館松陰	756円	31,113円
	函館北	513円	31,186円
	桔梗	114円	11,624円
	函館千歳	568円	25,893円
	小樽2	484円	15,775円
	旭川	274円	19,107円
	旭川東光	318円	15,670円
	春光	334円	13,324円
	東鷹栖	181円	61,224円
	永山	237円	16,547円
	東旭川	210円	22,625円
	旭川市外	255円	21,031円
	旭川神楽	248円	21,002円
	室蘭	200円	27,130円
	新室西	159円	57,158円
	釧路	321円	23,918円
	釧路鳥取	238円	16,702円
	釧路南	249円	20,263円
	釧路武佐	172円	14,235円
	愛国	312円	17,873円
	帯広稲田	322円	17,760円
	西帯広	262円	26,393円
	白樺通り	378円	37,070円
	帯広東	274円	27,324円
	北海道北見	261円	10,356円
	岩見沢	178円	24,157円
	網走	170円	13,589円
	留萌	76円	20,603円
	苫小牧	177円	60,880円
	苫小牧東	129円	34,426円
	苫小牧西	235円	16,450円
	勇払	74円	63,183円
	稚内	139円	17,471円
	稚内南	148円	16,614円
	美瑛	88円	26,264円
	芦別	96円	16,609円
	江別	404円	8,557円
	札幌大森	204円	22,494円
	紋別	83円	34,987円
	士別	98円	46,933円
	名寄	165円	17,089円
	根室	150円	21,339円
	千歳	304円	40,550円
	泉沢	230円	55,874円
	滝川	129円	37,688円
	砂川	110円	64,035円
	石狩深川	112円	17,370円
	富良野	199円	51,252円
	恵庭	315円	19,060円
	島松	241円	18,330円
	北海道伊達	388円	17,207円
	石狩広島	291円	12,544円
	輪厚	1,103円	46,571円
	石狩	26円	82,067円
	当別	71円	43,149円
	倶知安	957円	18,535円
	岩内	100円	13,346円
	余市	136円	20,392円
	北海道栗山	129円	30,737円
	門別富川	86円	43,432円
	静内	90円	40,157円
	浦河	137円	17,762円
	木野	328円	23,797円
	士幌	46円	61,030円
	鹿追	39円	66,359円
	新得	92円	47,912円
	大樹	71円	46,856円
	本別	196円	16,146円
	足寄	107円	9,703円
	釧路白糠	117円	26,796円
	中標津	112円	29,173円
	根室標津	55円	22,330円
	札幌石山	532円	15,444円
	川沿	691円	15,400円
	東相の内	151円	49,816円
	遠軽	173円	11,787円
	幕別	105円	26,004円
	南幌	94円	15,916円
	簗舞	111円	16,536円
	虻田	115円	11,841円
	錦岡	303円	30,541円
	美幌	155円	39,839円
	岩見沢幌向	16円	14,411円
	湯の川	351円	21,044円

神楽岡	314円	10,229円
本輪西	271円	10,320円
白鳥台	152円	27,916円
七重浜	371円	15,646円
上磯	291円	39,930円
函館大野	240円	36,368円
森	140円	45,872円
北海道八雲	217円	18,362円
舌小牧萩野	71円	13,465円
知内	278円	33,859円
長万部	81円	12,836円
旭川東川	303円	33,210円
音更	208円	39,379円
蘭越	138円	18,951円
鷹栖	136円	63,468円
桜ヶ岡	131円	15,857円
木古内	122円	18,391円
今金	142円	34,631円
白老	118円	13,453円
赤平	53円	35,681円
東神楽	86円	17,544円
美瑛	135円	35,344円
奈井江	74円	17,489円
上富良野	106円	17,215円
十勝池田	99円	21,660円
大楽毛	87円	23,122円
浦幌	62円	81,260円
西の里	998円	16,697円
石狩高岡	3円	15,525円
江差	185円	21,269円
旭岡	97円	18,320円
銭亀	49円	48,649円
羽幌	58円	11,580円
厚岸	97円	22,237円
北海道松前	411円	22,145円
釧川	94円	22,579円
十勝清水	86円	36,552円
歌志内	23円	83,917円
花畔	178円	13,749円
松前福島	94円	9,906円
上の国	158円	43,293円
北檜山	142円	33,562円
古平	45円	48,282円
上砂川	44円	19,298円
上川	34円	10,345円
中富良野	112円	24,744円
増毛	72円	32,380円
早来	77円	19,755円
新冠	228円	23,701円
庶路	70円	17,284円
穂府	114円	21,253円
茂辺地	181円	24,340円
上士幌	127円	23,251円
定山溪	121円	228,094円
ニセコ	203円	22,789円
音別	86円	19,620円
空知太	96円	20,160円
喜茂別	70円	54,058円
京極	168円	29,644円
比布	127円	34,166円
伊達豊浦	154円	13,975円
絵鞆	75円	19,576円
登別	190円	16,120円
遠矢	97円	12,371円
女満別	190円	16,806円
熊石	118円	9,299円
瀬棚	142円	25,612円
中湧別	93円	15,406円
興部	36円	18,656円
えりも	243円	53,449円
西神楽	91円	18,115円
山部	80円	27,407円
大沼	160円	31,635円
江差乙部	217円	18,392円
久遠	88円	31,799円
仁木	256円	36,135円
妹背牛	115円	53,570円
深川沼田	152円	29,813円
幾寅	32円	29,882円
遠別	121円	31,831円
津別	136円	10,973円
小清水	142円	23,157円
訓子府	157円	17,971円
佐呂間	132円	25,076円
常呂	146円	13,888円
滝上	48円	12,349円
雄武	53円	21,944円
早来追分	176円	17,070円
平取	77円	19,489円
厚賀	132円	23,207円
あいの里	187円	108,030円
弟子屈	82円	20,018円
茶志内	8円	53,518円
日高町	72円	29,136円
稚内豊富	200円	21,934円
留辺蔭	74円	17,327円
朝里	424円	26,488円
銭函	208円	21,830円
オタモイ	107円	10,685円
岩見沢三笠	48円	41,904円
江部乙	25円	60,649円
音江	21円	17,515円
釧別	237円	27,580円
登別東	109円	28,289円
七飯	275円	26,534円
南茅部	126円	10,048円
由仁	108円	23,583円
栗山長沼	117円	16,507円
新十津川	102円	19,829円

神楽岡	316円	11,840円
本輪西	264円	9,334円
白鳥台	179円	26,962円
七重浜	381円	14,713円
上磯	290円	37,561円
函館大野	240円	25,638円
森	145円	29,681円
北海道八雲	209円	18,140円
舌小牧萩野	75円	12,072円
知内	294円	24,638円
長万部	95円	11,063円
旭川東川	307円	29,841円
音更	211円	86,766円
蘭越	147円	15,380円
鷹栖	143円	35,116円
桜ヶ岡	127円	15,303円
木古内	156円	75,003円
今金	141円	33,193円
白老	124円	11,041円
赤平	67円	32,463円
東神楽	93円	14,540円
美瑛	148円	35,308円
奈井江	69円	16,108円
上富良野	116円	17,264円
十勝池田	112円	21,247円
大楽毛	95円	23,547円
浦幌	69円	56,143円
西の里	1,195円	18,583円
石狩高岡	4円	13,981円
江差	179円	20,499円
旭岡	117円	15,260円
銭亀	55円	44,430円
羽幌	75円	58,571円
厚岸	98円	19,484円
北海道松前	549円	17,424円
釧川	100円	58,734円
十勝清水	86円	38,936円
歌志内	28円	79,651円
花畔	201円	12,213円
松前福島	93円	9,217円
上の国	193円	41,793円
北檜山	143円	33,064円
古平	46円	44,782円
上砂川	57円	16,245円
上川	32円	10,730円
中富良野	122円	20,782円
増毛	74円	28,646円
早来	76円	20,507円
新冠	264円	22,786円
庶路	71円	68,210円
穂府	123円	17,860円
茂辺地	192円	20,421円
上士幌	165円	20,735円
定山溪	117円	211,724円
ニセコ	200円	20,390円
音別	100円	17,561円
空知太	112円	16,560円
喜茂別	120円	49,288円
京極	211円	26,606円
比布	154円	32,581円
伊達豊浦	306円	13,554円
絵鞆	102円	16,529円
登別	184円	49,909円
遠矢	108円	9,701円
女満別	193円	16,659円
熊石	148円	8,872円
瀬棚	149円	21,795円
中湧別	102円	14,973円
興部	38円	16,528円
えりも	267円	52,092円
西神楽	108円	14,688円
山部	91円	23,496円
大沼	184円	31,095円
江差乙部	244円	17,578円
久遠	96円	30,542円
仁木	286円	24,796円
妹背牛	156円	50,668円
深川沼田	183円	25,447円
幾寅	63円	25,838円
遠別	148円	30,398円
津別	166円	10,504円
小清水	166円	62,258円
訓子府	171円	15,957円
佐呂間	147円	22,873円
常呂	172円	12,720円
滝上	56円	11,826円
雄武	54円	21,851円
早来追分	204円	16,300円
平取	85円	17,255円
厚賀	144円	20,647円
あいの里	206円	101,996円
弟子屈	89円	60,254円
茶志内	20円	46,770円
日高町	82円	25,624円
稚内豊富	230円	20,802円
留辺蔭	92円	14,444円
朝里	414円	20,909円
銭函	221円	20,951円
オタモイ	116円	11,379円
岩見沢三笠	48円	27,130円
江部乙	25円	58,387円
音江	31円	14,497円
釧別	242円	24,987円
登別東	110円	26,065円
七飯	287円	24,908円
南茅部	153円	9,442円
由仁	122円	23,032円
栗山長沼	124円	14,865円
新十津川	109円	18,806円

	当麻	198円	24,341円
	美深	19円	17,333円
	北見枝幸	169円	23,656円
	端野	251円	22,951円
	虎杖浜	49円	23,401円
	芽室	209円	62,384円
	札内	241円	13,916円
	阿寒	138円	19,902円
	岩内前田	120円	83,857円
	卯原内	19円	56,947円
	生田原	47円	50,154円
	登別温泉	112円	16,675円
	夕張	13円	12,483円
	花咲	17円	93,797円
	有珠	51円	22,208円
	栗沢	86円	20,535円
	風連	73円	19,944円
	広尾	62円	11,000円
	霧多布	117円	27,840円
	蘭島	70円	25,725円
	月形	70円	76,592円
	斜里	125円	30,502円
	別海	216円	20,543円
	和寒	134円	62,648円
	香深	147円	32,650円
	船泊	67円	60,128円
	清水沢	26円	26,431円
	浜頓別	49円	12,080円
	更別	190円	71,849円
青森県	松森	504円	27,853円
	沖館	535円	38,485円
	青森荒川	372円	13,284円
	野内	258円	30,061円
	青森新城	118円	32,173円
	四ツ石	181円	47,347円
	東野内	128円	22,918円
	弘前	323円	22,463円
	弘前南	489円	16,750円
	弘前城東	179円	17,633円
	青森八戸	759円	27,426円
	八戸高館	550円	14,497円
	八戸港	251円	15,305円
	是川	234円	11,766円
	新尻内	273円	25,336円
	八戸NW3棟	509円	30,765円
	黒石	201円	25,014円
	五所川原	268円	19,334円
	十和田	193円	31,717円
	八戸三沢	373円	13,089円
	むつ	118円	22,465円
	青森大湊	32円	31,644円
	青森小湊	97円	22,583円
	蟹田	77円	22,664円
	鰯ヶ沢	151円	24,187円
	浪岡	102円	11,665円
	野辺地	113円	19,013円
	七戸	105円	21,860円
	六ヶ所	79円	55,251円
	三戸	167円	19,304円
	八戸階上	108円	13,059円
	八戸大館	1,211円	28,182円
	百石	190円	18,115円
	八戸下田	111円	19,746円
	青森大畑	84円	42,819円
	木造	112円	11,735円
	大浦	159円	33,099円
	弘前藤崎	121円	17,068円
	大鰐	135円	16,691円
	板柳	123円	18,091円
	金木	257円	11,195円
	六戸	113円	38,489円
	上北	104円	25,270円
	五戸	84円	11,993円
	今別	22円	41,864円
	陸奥常盤	179円	28,868円
	上市川	25円	20,203円
	陸奥横浜	117円	18,483円
	深浦	155円	21,838円
	弘前森田	60円	20,411円
	田舎館	51円	37,189円
	乙供	67円	40,869円
	天間林	42円	18,245円
	田子	258円	17,894円
	福地	236円	16,967円
	北金ヶ沢	144円	19,588円
	弘前新和	51円	82,160円
	高杉	54円	43,261円
	奥内	82円	10,658円
	新平賀	243円	69,215円
	八戸南郷	207円	16,543円
	長橋	44円	38,270円
	四和	26円	25,546円
	陸奥蓬田	85円	37,731円
	弘前柏	174円	16,357円
	車力	73円	39,703円
	小阿弥	31円	21,687円
	弘前中里	103円	21,685円
	市浦	77円	15,129円
	青森白糠	119円	44,111円
	上名久井	204円	19,911円
	諏訪平	271円	17,412円
	倉石	66円	20,025円
	青森新郷	81円	17,345円
	尾上	38円	24,715円
	小泊	217円	34,938円
	青森大間	130円	24,607円
	近川駅前	35円	19,939円
	千歳平	32円	15,740円
	弘前石川	242円	12,205円

	当麻	218円	21,734円
	美深	27円	14,700円
	北見枝幸	182円	20,788円
	端野	389円	22,318円
	虎杖浜	56円	20,651円
	芽室	219円	43,073円
	札内	252円	11,390円
	阿寒	151円	16,372円
	岩内前田	136円	75,291円
	卯原内	36円	157,322円
	生田原	54円	43,184円
	登別温泉	119円	14,527円
	夕張	21円	66,626円
	花咲	29円	63,170円
	有珠	65円	20,917円
	栗沢	90円	18,234円
	風連	73円	19,134円
	広尾	68円	11,372円
	霧多布	144円	23,543円
	蘭島	68円	21,520円
	月形	88円	74,743円
	斜里	122円	26,322円
	別海	218円	20,480円
	和寒	143円	37,877円
	香深	159円	32,035円
	船泊	79円	50,130円
	清水沢	36円	22,980円
	浜頓別	54円	11,463円
	更別	210円	64,495円
	砂原	206円	27,375円
	妻籠	249円	17,407円
	天塩	181円	21,386円
	斜里清里	116円	21,265円
	陸別	98円	25,817円
青森県	松森	522円	26,289円
	沖館	553円	36,658円
	青森荒川	402円	12,881円
	野内	272円	28,361円
	青森新城	120円	30,547円
	四ツ石	200円	49,666円
	東野内	139円	19,972円
	弘前	324円	21,268円
	弘前南	507円	25,182円
	弘前城東	193円	15,236円
	青森八戸	772円	25,154円
	八戸高館	562円	14,384円
	八戸港	256円	15,197円
	是川	239円	11,507円
	新尻内	327円	22,630円
	八戸NW3棟	525円	25,818円
	黒石	215円	23,386円
	五所川原	264円	23,493円
	十和田	202円	27,968円
	八戸三沢	378円	22,516円
	むつ	120円	19,990円
	青森大湊	34円	30,232円
	青森小湊	104円	20,842円
	蟹田	75円	19,823円
	鰯ヶ沢	168円	21,996円
	浪岡	100円	11,052円
	野辺地	117円	19,378円
	七戸	104円	57,809円
	六ヶ所	96円	51,212円
	三戸	178円	19,578円
	八戸階上	117円	14,187円
	八戸大館	1,250円	28,679円
	百石	199円	18,701円
	八戸下田	115円	18,234円
	青森大畑	100円	41,978円
	木造	115円	11,021円
	大浦	164円	31,767円
	弘前藤崎	130円	14,727円
	大鰐	132円	15,963円
	板柳	133円	16,962円
	金木	298円	10,464円
	六戸	125円	38,194円
	上北	112円	22,299円
	五戸	91円	11,798円
	今別	118円	40,150円
	陸奥常盤	199円	26,407円
	上市川	27円	19,749円
	陸奥横浜	132円	17,111円
	深浦	195円	20,692円
	弘前森田	67円	18,849円
	田舎館	60円	34,777円
	乙供	80円	38,457円
	天間林	45円	16,900円
	田子	300円	16,052円
	福地	261円	16,351円
	北金ヶ沢	189円	15,951円
	弘前新和	57円	79,656円
	高杉	59円	39,205円
	奥内	89円	9,303円
	新平賀	249円	64,549円
	八戸南郷	231円	16,366円
	長橋	47円	34,724円
	四和	37円	23,150円
	陸奥蓬田	108円	33,315円
	弘前柏	192円	16,013円
	車力	91円	37,149円
	小阿弥	37円	18,232円
	弘前中里	127円	20,756円
	市浦	85円	14,767円
	青森白糠	134円	39,641円
	上名久井	222円	19,570円
	諏訪平	308円	17,859円
	倉石	77円	19,644円
	青森新郷	95円	17,148円
	尾上	206円	21,933円

弘前鶴田	195円	15,878円
弘前梅沢	36円	37,708円
稲垣	74円	37,860円
名川	173円	18,626円
青森	405円	51,338円
浅虫	186円	32,640円
温湯	61円	19,127円
浜三沢	82円	13,352円
織笠	46円	21,013円
国吉	112円	19,808円
弘前相馬	194円	38,895円
目屋	42円	82,103円
陸奥川内	164円	59,383円
佐井	89円	19,420円
石持	58円	24,910円
盛岡2	879円	37,656円
盛岡仙北	1,820円	17,913円
盛岡上田	493円	27,128円
青山第二	371円	32,440円
盛岡飯岡	754円	20,777円
宮古2	391円	27,798円
大船渡	372円	52,939円
岩手水沢	219円	21,205円
花巻	191円	22,005円
新宮野目	306円	26,725円
北上	226円	24,714円
相去	284円	25,929円
久慈	238円	30,348円
遠野	191円	22,172円
一関	275円	26,022円
陸前高田	1円	148,306円
釜石	259円	38,516円
釜石上中島	552円	21,164円
江刺	149円	20,689円
二戸	191円	36,985円
新西根	141円	22,408円
千蔵	179円	28,398円
宮古大野	198円	40,135円
盛岡太田	232円	15,633円
滝沢	253円	18,884円
藤根	176円	10,891円
赤荻	529円	39,780円
紫波	379円	31,710円
矢巾	731円	30,465円
広瀬	49円	14,517円
盛岡乙部	215円	22,471円
江釣子	159円	23,643円
雫石	179円	21,208円
岩手	167円	13,861円
石鳥谷	170円	28,268円
水沢西根	229円	14,484円
新平泉	242円	67,528円
岩泉	258円	13,581円
小鳥谷	203円	41,045円
摺沢	281円	25,531円
岩手川崎	74円	32,292円
水沢東山	138円	55,861円
津軽石	207円	89,979円
萩荘	333円	16,186円
花巻温泉	175円	15,062円
鶯住居	194円	184,829円
種市	356円	27,603円
釜石広田	117円	41,289円
金田一	202円	25,591円
洪民	214円	26,267円
好摩	410円	52,448円
水沢小山	121円	34,565円
胆沢	124円	23,958円
軽米	333円	28,460円
豊間根	488円	38,583円
住田	276円	19,509円
細浦	201円	71,796円
田老	148円	136,545円
岩手上郷	203円	10,500円
釜石平田	344円	22,971円
六原	64円	73,240円
三陸	285円	144,857円
綾里	166円	46,094円
宮古小川	84円	20,033円
菅代	314円	90,066円
宮古八木	220円	13,393円
湯口	91円	34,883円
和賀	142円	37,205円
滝沢駅前	193円	29,321円
大槌	85円	120,393円
一戸	65円	46,309円
伊手	49円	27,746円
上平沢	140円	18,917円
盛岡東和	113円	32,474円
九戸	159円	13,023円
唐丹	388円	47,106円
小本	99円	43,413円
姉体	162円	16,861円
二子	170円	28,054円
水沢飯豊	92円	33,300円
盛岡西山	49円	37,055円
葛巻	147円	81,200円
平館	120円	28,460円
東八幡平	145円	17,630円
大迫	214円	24,881円
金ヶ崎	213円	29,908円
前沢	299円	34,679円
衣川	147円	18,243円
花泉	367円	35,971円
宮守	325円	59,395円
安代	234円	37,910円
田山	82円	19,708円
湯田	83円	106,359円
室根	79円	76,961円

岩手県

小泊	249円	33,801円
青森大間	168円	23,130円
近川駅前	43円	18,480円
千歳平	40円	12,953円
弘前石川	270円	11,801円
弘前鶴田	137円	16,207円
弘前梅沢	37円	36,978円
稲垣	85円	35,914円
名川	193円	19,210円
青森	405円	48,151円
浅虫	210円	31,458円
温湯	70円	17,844円
浜三沢	70円	12,465円
織笠	50円	19,562円
国吉	133円	16,530円
弘前相馬	216円	37,214円
目屋	57円	77,006円
陸奥川内	222円	56,211円
佐井	106円	17,698円
石持	65円	21,436円
三蔵	91円	20,619円
盛岡2	848円	33,612円
盛岡仙北	828円	19,374円
盛岡上田	498円	25,475円
青山第二	460円	30,942円
盛岡飯岡	700円	19,769円
宮古2	397円	34,550円
大船渡	231円	51,622円
岩手水沢	220円	19,445円
花巻	236円	20,891円
新宮野目	341円	23,875円
北上	240円	23,603円
相去	297円	22,988円
久慈	260円	30,413円
遠野	199円	31,181円
一関	273円	20,152円
陸前高田	375円	139,898円
釜石	304円	36,137円
釜石上中島	528円	31,063円
江刺	150円	18,186円
二戸	195円	36,570円
新西根	141円	55,764円
千蔵	256円	27,184円
宮古大野	233円	38,204円
盛岡太田	243円	13,260円
滝沢	259円	18,832円
藤根	178円	10,266円
赤荻	683円	30,233円
紫波	381円	29,180円
矢巾	763円	29,162円
広瀬	54円	13,045円
盛岡乙部	219円	21,507円
江釣子	164円	20,776円
雫石	174円	20,524円
岩手	214円	12,563円
石鳥谷	181円	20,470円
水沢西根	236円	12,033円
新平泉	261円	60,695円
岩泉	260円	16,012円
小鳥谷	243円	39,039円
摺沢	297円	17,830円
岩手川崎	90円	29,216円
水沢東山	145円	52,866円
津軽石	186円	85,618円
萩荘	357円	15,256円
花巻温泉	185円	14,302円
鶯住居	209円	176,308円
種市	395円	26,025円
釜石広田	228円	38,670円
金田一	238円	24,523円
洪民	221円	24,815円
好摩	434円	36,342円
水沢小山	156円	32,501円
胆沢	138円	22,228円
軽米	515円	31,418円
豊間根	504円	42,208円
住田	288円	18,209円
細浦	204円	67,661円
田老	686円	129,614円
岩手上郷	236円	9,906円
釜石平田	323円	19,861円
六原	71円	69,618円
三陸	443円	137,477円
綾里	191円	43,840円
宮古小川	105円	16,526円
菅代	344円	85,904円
宮古八木	242円	12,226円
湯口	103円	31,259円
和賀	146円	35,955円
滝沢駅前	219円	26,667円
大槌	92円	114,865円
一戸	161円	40,167円
伊手	63円	26,691円
上平沢	153円	17,514円
盛岡東和	107円	30,748円
九戸	205円	11,885円
唐丹	389円	43,365円
小本	117円	41,761円
姉体	164円	15,373円
二子	172円	27,227円
水沢飯豊	94円	30,574円
盛岡西山	59円	32,649円
葛巻	224円	77,377円
平館	134円	27,985円
東八幡平	164円	14,721円
大迫	253円	24,106円
金ヶ崎	215円	27,751円
前沢	301円	31,946円
衣川	183円	16,787円

岩手県

	宮古新里	138円	22,737円
	浄法寺	225円	21,784円
	岩手大東	194円	54,545円
	水沢藤沢	258円	19,359円
	田野畑	174円	42,039円
	宮古川井	71円	26,846円
宮城県	仙台青葉通	7,014円	67,576円
	仙台長町	1,360円	24,533円
	台原	617円	26,832円
	愛子	842円	43,301円
	岩切	503円	109,505円
	仙台高砂	1,307円	29,754円
	鶴ヶ谷	560円	68,471円
	苦竹料金	455円	36,770円
	樋ヶ岡	931円	53,223円
	南小泉	1,682円	7,015円
	荒井	1,259円	46,713円
	仙台中田	736円	13,689円
	西多賀	553円	15,165円
	仙台東	983円	29,364円
	野村	516円	31,818円
	泉ヶ岳	71円	38,250円
	門脇	255円	25,713円
	塩釜	232円	20,102円
	古川	354円	23,922円
	気仙沼	98円	18,921円
	仙南白石	119円	21,225円
	名取	703円	24,516円
	岩沼桜	703円	16,485円
	仙南	220円	35,013円
	村田	194円	30,375円
	仙南船岡	378円	49,665円
	利府	842円	43,990円
	富谷	371円	34,878円
	明石交換所	188円	59,084円
	築館源光	126円	17,627円
	追	142円	44,502円
	宮城河北	174円	26,795円
	矢本	564円	36,228円
	八木山	2,889円	16,454円
	多賀城	736円	41,721円
	仙台松島	160円	14,857円
	七ヶ浜	306円	111,809円
	栗駒	144円	9,477円
	折立	374円	30,932円
	三本木	212円	28,523円
	仙台中山	1,300円	26,982円
	大衡	143円	16,450円
	中新田	229円	27,917円
	亙理	396円	35,099円
	石越	111円	13,129円
	歌津	122円	183,363円
	角田	152円	61,107円
	鹿島台	212円	15,124円
	生田	190円	20,511円
	仙台今泉	598円	22,543円
	仙南槻木	451円	25,140円
	第2高館	258円	67,246円
	古川中田	279円	18,064円
	古川南郷	179円	26,368円
	若柳	129円	36,077円
	渡波	18円	220,713円
	西古川	165円	44,672円
	石巻階上	279円	20,815円
	関上	307円	254,824円
	丸森	166円	31,220円
	坂元	138円	22,147円
	山下	159円	18,277円
	大郷	115円	10,994円
	古川小野田	173円	37,452円
	古川松山	311円	56,166円
	岩出山	157円	13,925円
	瀧谷	198円	26,277円
	箕岳	114円	44,375円
	田尻	382円	9,997円
	小牛田	130円	16,544円
	北浦駅前	111円	57,839円
	寺崎	201円	11,186円
	女川	1円	138,954円
	志津川	84円	131,822円
	本吉	381円	19,132円
	唐桑	99円	151,555円
	荒谷	142円	47,447円
	芋沢	81円	31,837円
	円田	92円	27,591円
	色麻	122円	64,129円
	古川鳴子	143円	25,218円
	一迫	256円	43,130円
	登米	183円	43,379円
	古川南方	200円	54,424円
	広瀬	271円	14,092円
	野蒜	346円	218,642円
	遠刈田	114円	12,787円
	高清水	347円	10,446円
	金成	113円	25,856円
	仙南北郷	112円	25,084円
	古川宮崎	162円	44,741円
	瀬峰	277円	41,373円
	鶯沢	46円	46,324円
	米谷	81円	33,219円
	宮城河南	352円	9,335円
鳴瀬	171円	28,309円	
作並	149円	40,301円	
仙南川崎	136円	21,819円	
仙南大内	103円	25,151円	
牡鹿	112円	137,319円	
石巻津山	82円	60,208円	
古川新田	117円	17,718円	
古川米山	159円	12,264円	

	花泉	484円	25,045円
	宮守	359円	41,691円
	安代	257円	33,922円
	田山	127円	16,356円
	湯田	99円	97,813円
	室根	98円	73,492円
	宮古新里	180円	21,102円
	浄法寺	298円	18,546円
	岩手大東	210円	51,890円
	水沢藤沢	291円	18,104円
	田野畑	197円	39,882円
	宮古川井	92円	23,395円
	里子	91円	26,334円
	野田	144円	176,244円
宮城県	仙台青葉通	6,950円	55,385円
	仙台長町	1,145円	24,072円
	台原	582円	34,643円
	愛子	834円	40,893円
	岩切	498円	109,963円
	仙台高砂	1,305円	31,194円
	鶴ヶ谷	550円	66,447円
	苦竹料金	417円	32,727円
	樋ヶ岡	942円	40,396円
	南小泉	1,654円	7,599円
	荒井	1,125円	41,247円
	仙台中田	680円	13,410円
	西多賀	524円	17,612円
	仙台東	1,008円	27,899円
	野村	511円	29,236円
	泉ヶ岳	77円	34,846円
	門脇	216円	27,885円
	塩釜	238円	19,790円
	古川	361円	23,483円
	気仙沼	107円	17,366円
	仙南白石	130円	37,556円
	名取	702円	25,540円
	岩沼桜	701円	44,324円
	仙南	216円	36,123円
	村田	214円	28,770円
	仙南船岡	399円	44,735円
	利府	894円	41,222円
	富谷	405円	33,422円
	明石交換所	208円	55,477円
	築館源光	157円	15,384円
	追	133円	44,389円
	宮城河北	179円	25,425円
	矢本	586円	31,718円
	八木山	2,828円	17,406円
	多賀城	780円	37,981円
	仙台松島	154円	15,895円
	七ヶ浜	327円	106,637円
	栗駒	137円	8,648円
	折立	387円	22,370円
	三本木	220円	39,233円
	仙台中山	1,178円	28,975円
	大衡	155円	17,413円
	中新田	239円	26,260円
	亙理	401円	31,977円
	石越	130円	12,208円
	歌津	203円	174,513円
	角田	154円	57,630円
	鹿島台	227円	13,888円
	生田	194円	19,151円
	仙台今泉	574円	21,229円
	仙南槻木	444円	23,813円
	第2高館	249円	63,029円
	古川中田	277円	16,422円
	古川南郷	181円	23,312円
	若柳	132円	33,905円
	渡波	508円	210,651円
	西古川	180円	41,140円
	石巻階上	308円	19,251円
	関上	310円	243,856円
	丸森	163円	34,629円
	坂元	159円	20,120円
	山下	172円	15,819円
	大郷	119円	9,673円
	古川小野田	195円	35,393円
	古川松山	345円	52,718円
	岩出山	169円	13,059円
	瀧谷	207円	24,144円
	箕岳	118円	41,317円
	田尻	416円	9,062円
	小牛田	143円	14,269円
	北浦駅前	111円	54,655円
	寺崎	220円	10,538円
	女川	86円	132,418円
	志津川	116円	125,550円
	本吉	461円	17,230円
	唐桑	552円	144,094円
	荒谷	164円	44,769円
	芋沢	88円	27,534円
	円田	100円	27,782円
	色麻	142円	59,473円
	古川鳴子	163円	23,604円
	一迫	285円	40,644円
	登米	187円	40,895円
	古川南方	231円	50,283円
	広瀬	265円	12,770円
	野蒜	363円	208,317円
	遠刈田	127円	11,788円
	高清水	383円	9,035円
	金成	118円	23,284円
	仙南北郷	114円	23,327円
	古川宮崎	177円	42,058円
	瀬峰	321円	38,966円
	鶯沢	56円	43,709円
	米谷	95円	39,636円
	宮城河南	377円	17,920円

秋田県	石巻雄勝	47円	145,529円
	石巻大島	239円	15,938円
	新棟秋田	295円	26,344円
	秋田大町	238円	29,142円
	土崎	198円	21,627円
	秋田仁井田	320円	16,645円
	能代	86円	25,808円
	東能代	122円	21,717円
	横手	160円	22,285円
	秋田大館	124円	15,528円
	十二所	39円	16,258円
	秋田本荘	186円	36,641円
	男鹿	77円	15,153円
	秋田湯沢	42円	25,937円
	大曲	97円	34,341円
	鹿角	133円	13,456円
	大館鷹巣	106円	22,003円
	五城目	103円	27,675円
	秋田追分	201円	24,897円
	天王	205円	15,963円
	秋田大湯	334円	26,102円
	仁賀保	109円	15,181円
	象潟	212円	11,721円
	横手神岡	77円	20,575円
	角館	162円	44,779円
	西馬音内	231円	10,324円
	東成瀬	65円	73,487円
	外旭川	176円	13,555円
	釈迦内	53円	16,101円
	太平	68円	20,242円
	下浜	50円	20,683円
	角間川	76円	29,465円
	内小友	52円	33,886円
	比内	173円	35,996円
	合川	21円	27,314円
	八郎湯	155円	66,430円
	横手六郷	100円	11,130円
	森岳	191円	19,629円
	由利	87円	17,404円
	稲川	210円	81,649円
	横手雄勝	220円	20,363円
	八竜	110円	15,469円
	琴丘	92円	11,209円
	刈和野	106円	24,088円
	中仙	128円	20,784円
	小坂	114円	14,391円
	東由利	107円	14,205円
	秋田太田	149円	21,142円
	千畑	107円	19,507円
	秋田井川	221円	25,095円
	飯田川	118円	17,915円
	若美	89円	17,927円
	二ツ井	135円	16,146円
	花岡	59円	17,683円
	雄和	128円	25,096円
	上小阿仁	107円	17,286円
	八森	89円	20,925円
	沢目	73円	26,615円
	田沢湖	98円	20,861円
	米内沢	113円	13,284円
	秋田船越	117円	17,206円
	秋田河辺	203円	12,417円
	矢島	101円	44,437円
	秋田北浦	25円	26,244円
	金浦	166円	20,289円
	八幡平	66円	24,627円
	阿仁	85円	13,866円
	横手神代	162円	28,343円
	秋田脇本	38円	24,293円
	由利院内	161円	25,634円
	平鹿	81円	10,310円
	雄物川	150円	15,153円
	西目	297円	18,349円
	増田	100円	24,263円
	横手大森	155円	32,902円
	秋田大内	191円	21,792円
	秋田島海	60円	14,805円
	西明寺	118円	19,262円
	横手山内	138円	21,153円
	須川	38円	33,238円
横手十文字	164円	8,231円	
横手金沢	103円	14,235円	
大館大湯	82円	23,449円	
十和田南	118円	15,695円	
早口	136円	15,910円	
秋田道川	122円	22,425円	
秋田協和	134円	36,455円	
横手仙北	113円	12,922円	
後三年	84円	24,212円	
五里合	43円	20,894円	
藤里	113円	33,633円	
大雄	149円	16,993円	
外小友	94円	19,662円	
山形	364円	42,533円	
山形金井	463円	15,137円	
山形十文字	236円	12,771円	
今塚	1,091円	63,040円	
あかねヶ丘	788円	42,415円	
米沢	202円	27,906円	
米沢窪田	171円	15,814円	
八幡原	50円	61,597円	
鶴岡	302円	32,166円	
酒田2	322円	20,252円	
酒田緑ヶ丘	250円	17,033円	
酒田高砂	66円	14,286円	
新庄	299円	17,386円	
寒河江	289円	30,703円	
山形上山	157円	19,416円	
村山	136円	23,507円	

秋田県	鳴瀬	171円	26,165円
	作並	149円	36,989円
	仙南川崎	141円	19,729円
	仙南大内	125円	23,189円
	牡鹿	290円	130,903円
	石巻津山	93円	56,857円
	古川新田	138円	15,938円
	古川米山	184円	10,896円
	石巻雄勝	202円	138,942円
	石巻大島	245円	14,265円
	宮城北上	172円	157,449円
	新棟秋田	304円	29,073円
	秋田大町	245円	24,195円
	土崎	206円	25,982円
	秋田仁井田	328円	22,485円
	能代	102円	20,614円
	東能代	140円	20,644円
	横手	162円	23,125円
	秋田大館	132円	16,369円
	十二所	46円	15,582円
	秋田本荘	188円	38,384円
	男鹿	84円	14,727円
	秋田湯沢	156円	20,620円
	大曲	108円	24,748円
	鹿角	129円	14,674円
	大館鷹巣	106円	21,378円
	五城目	121円	25,708円
	秋田追分	201円	23,588円
	天王	235円	82,530円
	秋田大湯	336円	30,782円
	仁賀保	118円	14,378円
	象潟	237円	10,438円
	横手神岡	78円	19,142円
	角館	157円	40,401円
	西馬音内	266円	10,739円
	東成瀬	82円	70,650円
	外旭川	202円	12,602円
	釈迦内	69円	15,515円
	太平	80円	17,219円
	下浜	63円	19,308円
	角間川	95円	25,369円
	内小友	68円	29,980円
	比内	178円	39,353円
	合川	26円	31,048円
	八郎湯	175円	63,980円
	横手六郷	118円	11,601円
	森岳	230円	16,536円
	由利	104円	15,714円
	稲川	243円	78,064円
	横手雄勝	276円	18,937円
	八竜	140円	15,857円
	琴丘	109円	10,520円
	刈和野	112円	23,676円
	中仙	153円	19,497円
	小坂	135円	12,676円
	東由利	130円	13,713円
	秋田太田	156円	20,866円
	千畑	122円	19,120円
	秋田井川	239円	23,837円
	飯田川	136円	17,121円
	若美	110円	16,619円
	二ツ井	161円	15,016円
	花岡	64円	16,379円
	雄和	147円	39,599円
	上小阿仁	127円	20,015円
	八森	109円	28,607円
	沢目	83円	25,001円
	田沢湖	129円	20,389円
	米内沢	113円	13,275円
	秋田船越	129円	16,470円
	秋田河辺	206円	11,523円
	矢島	102円	43,047円
	秋田北浦	19円	76,407円
	金浦	202円	18,976円
	八幡平	80円	22,838円
	阿仁	106円	14,281円
	横手神代	196円	26,368円
	秋田脇本	46円	22,776円
	由利院内	202円	22,202円
	平鹿	95円	10,235円
雄物川	177円	13,963円	
西目	325円	17,255円	
増田	101円	22,479円	
横手大森	197円	30,190円	
秋田大内	225円	19,984円	
秋田島海	78円	13,043円	
西明寺	146円	18,203円	
横手山内	176円	21,158円	
須川	48円	32,778円	
横手十文字	188円	9,031円	
横手金沢	124円	14,363円	
大館大湯	79円	21,762円	
十和田南	130円	14,105円	
早口	156円	14,547円	
秋田道川	150円	21,216円	
秋田協和	155円	32,644円	
横手仙北	136円	12,867円	
後三年	112円	21,422円	
五里合	57円	19,751円	
藤里	132円	32,878円	
大雄	178円	13,867円	
外小友	110円	18,352円	
山形	381円	39,373円	
山形金井	461円	25,447円	
山形十文字	252円	11,319円	
今塚	1,074円	60,666円	
あかねヶ丘	733円	45,331円	
米沢	209円	24,990円	
米沢窪田	178円	15,356円	

長井	123円	18,856円
天童	330円	26,449円
高橋	476円	6,170円
神町	350円	14,566円
東根	243円	19,399円
尾花沢	236円	39,317円
南陽	179円	20,458円
河北	133円	13,168円
山形朝日	130円	53,501円
白鷹	166円	9,998円
余目	108円	9,642円
藤島	178円	26,974円
酒田三川	178円	28,019円
温海	355円	24,461円
山形小国	158円	27,492円
庄内朝日機械	73円	27,187円
山形川西	210円	28,958円
酒田水沢	56円	25,235円
袖浦	86円	22,173円
山形大江	226円	24,098円
山辺	314円	17,152円
山形中山	320円	40,223円
南原	81円	16,913円
宮内	205円	17,757円
高畠	277円	18,289円
樺引	123円	17,326円
白岩	174円	13,843円
山形西川	103円	22,237円
糠野目	186円	43,121円
米沢飯豊	140円	45,373円
酒田羽黒	196円	37,992円
本道寺	25円	49,927円
山形平田	272円	16,997円
酒田立川	147円	20,345円
酒田松山	217円	23,233円
酒田三瀬	68円	20,827円
山形金山	72円	57,147円
真室川	155円	18,788円
中和田	151円	11,599円
鼠ヶ関	84円	29,942円
蔵王	147円	70,849円
酒田大山	258円	9,787円
湯野浜	133円	221,750円
本橋	88円	22,902円
泉田	84円	20,675円
村山大久保	147円	20,660円
山形白鳥	134円	23,696円
山形東郷	74円	33,911円
福原	119円	24,587円
大石田	135円	29,390円
鮭川	84円	19,628円
古口	102円	21,148円
遊佐	158円	10,101円
吹浦	39円	26,537円
酒田八幡	102円	22,669円
舟形	160円	31,924円
須田坂	125円	21,014円
山形玉野	66円	19,371円
清水	78円	20,235円
福島	500円	44,828円
福島清水	729円	17,822円
福島佐倉	406円	17,183円
瀬上	602円	13,866円
福島大森	601円	55,947円
蓬萊	300円	22,191円
飯坂	234円	30,619円
福島花園	439円	32,405円
会津若松	352円	22,018円
東栄町分局	680円	17,962円
福島郡山	1,530円	30,112円
郡山芳賀	687円	28,841円
笹川	762円	28,204円
日和田	113円	28,426円
喜久田	280円	31,511円
大槻	734円	11,555円
郡山守山	62円	34,024円
磐梯熱海	105円	62,319円
いわき	514円	30,198円
小名浜	365円	27,355円
勿来	302円	28,931円
内郷	566円	13,055円
好間	627円	29,189円
華野	466円	13,263円
いわき常磐	228円	18,757円
四倉	490円	34,732円
いわき若菜台	1,441円	16,667円
いわき泉	689円	25,100円
いわき玉川	529円	11,860円
いわき窪田	417円	31,319円
白河	289円	26,194円
福島原町	362円	17,479円
郡山須賀川	219円	33,393円
喜多方	247円	20,090円
福島相馬	466円	20,681円
二本松	304円	27,520円
福島藤田	280円	22,913円
二本松本宮	205円	38,628円
田島	303円	21,984円
猪苗代	225円	35,349円
会津若松坂下	360円	21,081円
郡山西郷	262円	17,197円
郡山石川	299円	24,782円
三春	192円	21,615円
磐城富岡	44円	18,777円
浪江	17円	17,703円
会津山口	250円	31,830円
会津若松広田	178円	27,454円
福島梁川	354円	25,420円
保原	379円	15,563円

福島県

八幡原	59円	56,107円
鶴岡	311円	25,569円
酒田2	319円	22,812円
酒田緑ヶ丘	261円	15,611円
酒田高砂	79円	12,766円
新庄	308円	15,160円
寒河江	292円	43,783円
山形上山	153円	18,418円
村山	134円	22,752円
長井	154円	18,876円
天童	329円	24,947円
高橋	483円	5,142円
神町	243円	13,435円
東根	285円	21,857円
尾花沢	227円	37,566円
南陽	183円	23,896円
河北	135円	14,347円
山形朝日	132円	40,898円
白鷹	164円	10,114円
余目	132円	10,370円
藤島	179円	28,340円
酒田三川	182円	89,154円
温海	151円	22,050円
山形小国	179円	28,820円
庄内朝日機械	90円	26,715円
山形川西	203円	28,597円
酒田水沢	66円	21,880円
袖浦	93円	19,858円
山形大江	230円	22,729円
山辺	322円	24,428円
山形中山	331円	41,451円
南原	84円	16,819円
宮内	205円	17,815円
高畠	291円	17,809円
樺引	129円	14,661円
白岩	254円	12,560円
山形西川	114円	19,219円
糠野目	204円	39,518円
米沢飯豊	151円	43,611円
酒田羽黒	216円	34,071円
本道寺	37円	43,337円
山形平田	288円	16,767円
酒田立川	172円	19,145円
酒田松山	227円	22,541円
酒田三瀬	75円	18,723円
山形金山	72円	58,024円
真室川	174円	19,943円
中和田	164円	9,905円
鼠ヶ関	96円	32,362円
蔵王	140円	66,796円
酒田大山	271円	9,394円
湯野浜	153円	136,080円
本橋	103円	19,699円
泉田	91円	18,174円
村山大久保	170円	20,441円
山形白鳥	156円	22,729円
山形東郷	89円	31,253円
福原	125円	21,145円
大石田	136円	33,823円
鮭川	98円	21,509円
古口	119円	20,365円
遊佐	183円	10,569円
吹浦	43円	23,287円
酒田八幡	104円	21,496円
舟形	172円	31,770円
須田坂	144円	17,801円
山形玉野	76円	19,541円
清水	87円	25,147円
福島	469円	46,561円
福島清水	682円	21,638円
福島佐倉	138円	16,130円
瀬上	557円	13,227円
福島大森	553円	40,355円
蓬萊	301円	19,726円
飯坂	227円	27,900円
福島花園	466円	29,781円
会津若松	348円	25,816円
東栄町分局	669円	18,511円
福島郡山	1,473円	28,140円
郡山芳賀	657円	28,001円
笹川	701円	25,928円
日和田	121円	25,812円
喜久田	284円	29,009円
大槻	682円	49,658円
郡山守山	63円	44,734円
磐梯熱海	111円	59,470円
いわき	511円	23,143円
小名浜	366円	24,646円
勿来	305円	30,857円
内郷	535円	14,083円
好間	584円	30,621円
華野	419円	12,461円
いわき常磐	239円	17,555円
四倉	491円	32,532円
いわき若菜台	1,224円	43,600円
いわき泉	682円	76,982円
いわき玉川	609円	10,170円
いわき窪田	424円	28,073円
白河	288円	27,449円
福島原町	344円	14,795円
郡山須賀川	233円	41,657円
喜多方	268円	20,305円
福島相馬	472円	24,144円
二本松	300円	28,669円
福島藤田	283円	21,120円
二本松本宮	204円	38,821円
田島	298円	21,642円
猪苗代	254円	33,173円
会津若松坂下	367円	19,806円

福島県

江名	240円	24,705円
福島川俣	193円	43,059円
塙	466円	14,476円
新地	395円	27,354円
小高	90円	28,950円
福島伊達	408円	35,880円
桑折	373円	19,018円
福島松川	274円	21,364円
鏡石	322円	11,047円
塩川	52円	24,106円
棚倉	253円	11,551円
郡山浅川	119円	63,466円
福島鹿島	278円	34,376円
柳津	67円	30,342円
飯野	253円	29,986円
磐梯	146円	28,888円
霊山	169円	84,490円
橋本	360円	22,388円
泉崎	170円	27,343円
大玉	207円	24,350円
大林	236円	20,176円
表郷	102円	28,526円
郡山中島	104円	31,180円
湖南	69円	25,404円
白沢	105円	22,525円
多田野	89円	14,439円
古殿	202円	20,973円
西会津	73円	17,402円
北会津	108円	11,990円
新鶴	189円	26,419円
いわき広野	226円	15,060円
久ノ浜	289円	234,151円
船引	325円	38,214円
鮫川	97円	24,845円
福島東和	232円	29,830円
郡山岩瀬	240円	16,396円
川桁	88円	26,839円
柳橋	158円	23,874円
岩代	101円	12,798円
郡山長沼	189円	19,814円
会津若松下郷	186円	12,391円
熱塩	85円	31,962円
山都	140円	13,425円
郡山東	99円	16,248円
大信	164円	28,869円
都路	70円	26,857円
常葉	118円	18,134円
楢葉	205円	18,804円
庭坂	124円	25,059円
沼之内	390円	30,914円
いわき小川	316円	18,322円
上遠野	289円	17,528円
小作田	247円	13,048円
原釜	261円	23,615円
裏磐梯	818円	36,859円
会津高田	220円	36,522円
会津本郷	193円	11,510円
郡山玉川	192円	16,394円
小野新町	274円	168,951円
大熊	435円	20,467円
いわき双葉	222円	23,027円
飯館	94円	19,544円
天栄	168円	14,723円
只見	247円	22,867円
会津若松吾妻	55円	79,945円
矢祭	321円	69,795円
滝根	143円	25,787円
大越	76円	31,924円
郡山七郷	173円	15,648円
移	140円	26,882円
水戸大町	577円	51,325円
茨城赤塚	431円	27,473円
水戸吉田	328円	18,621円
千波	560円	27,912円
多賀	356円	32,156円
久慈浜	362円	18,108円
日立別館	219円	19,188円
茨城日高	336円	27,340円
土浦	241円	70,186円
荒川沖	499円	20,278円
神立	257円	22,390円
石岡園府	387円	25,009円
下館別館	325円	24,354円
下館川島	257円	37,750円
結城	423円	26,176円
結城南	183円	23,275円
竜ヶ崎	137円	31,580円
土浦佐貫	633円	20,600円
那珂湊	240円	23,218円
阿字ヶ浦	377円	30,812円
下妻	242円	33,015円
水海道菅生	361円	41,603円
水海道別	265円	53,945円
茨城勝田	334円	27,205円
高萩	165円	20,433円
北茨城	144円	27,170円
取手	440円	19,674円
茨城岩井	167円	27,324円
土浦牛久	759円	17,919円
つくば	1,873円	40,210円
大穂	665円	16,628円
桜	199円	18,015円
つくば北	142円	24,750円
筑波山	249円	46,308円
吉沼	73円	19,646円
筑波谷田部	324円	18,035円
土浦豊里	365円	49,283円
大洗	377円	16,260円
友部	359円	38,187円

茨城県

郡山西郷	271円	14,625円
郡山石川	296円	27,023円
三春	199円	20,292円
磐城富岡	80円	18,775円
浪江	61円	16,212円
会津山口	285円	31,358円
会津若松広田	183円	25,031円
福島梁川	357円	23,444円
保原	381円	14,802円
江名	221円	22,683円
福島川俣	204円	40,210円
塙	461円	14,836円
新地	397円	34,762円
小高	142円	27,007円
福島伊達	395円	33,613円
桑折	380円	17,333円
福島松川	263円	19,720円
鏡石	324円	10,200円
塩川	298円	20,500円
棚倉	264円	10,580円
郡山浅川	132円	240,701円
福島鹿島	286円	32,219円
柳津	67円	28,021円
飯野	260円	27,673円
磐梯	151円	27,499円
霊山	178円	79,447円
橋本	372円	20,061円
泉崎	173円	25,293円
大玉	208円	22,780円
大林	257円	17,397円
表郷	106円	26,585円
郡山中島	107円	29,059円
湖南	82円	24,858円
白沢	113円	21,178円
多田野	94円	12,713円
古殿	217円	18,779円
西会津	84円	17,198円
北会津	108円	12,064円
新鶴	200円	22,984円
いわき広野	218円	13,795円
久ノ浜	214円	221,487円
船引	332円	36,060円
鮫川	112円	22,011円
福島東和	242円	28,087円
郡山岩瀬	256円	13,356円
川桁	92円	27,448円
柳橋	153円	22,326円
岩代	103円	11,328円
郡山長沼	179円	16,666円
会津若松下郷	209円	13,645円
熱塩	94円	29,156円
山都	148円	13,186円
郡山東	104円	14,749円
大信	161円	27,347円
都路	73円	25,132円
常葉	128円	61,437円
楢葉	181円	17,553円
庭坂	737円	23,834円
沼之内	390円	34,119円
いわき小川	283円	16,550円
上遠野	310円	16,394円
小作田	258円	11,913円
原釜	241円	23,058円
裏磐梯	910円	32,987円
会津高田	225円	35,172円
会津本郷	194円	12,423円
郡山玉川	200円	15,462円
小野新町	272円	162,083円
大熊	147円	19,118円
いわき双葉	227円	21,009円
飯館	12円	18,376円
天栄	185円	11,786円
只見	284円	23,405円
会津若松吾妻	54円	74,523円
矢祭	356円	66,671円
滝根	155円	24,016円
大越	89円	29,751円
郡山七郷	188円	14,342円
移	154円	25,427円
いわき川内	93円	17,154円
水戸大町	577円	47,773円
茨城赤塚	451円	24,732円
水戸吉田	327円	21,259円
千波	577円	27,922円
多賀	354円	30,579円
久慈浜	372円	15,688円
日立別館	548円	18,902円
茨城日高	351円	28,829円
土浦	242円	49,596円
荒川沖	499円	19,147円
神立	259円	20,752円
石岡園府	387円	25,285円
下館別館	335円	23,455円
下館川島	264円	36,784円
結城	425円	25,126円
結城南	197円	21,162円
竜ヶ崎	146円	29,647円
土浦佐貫	559円	19,375円
那珂湊	249円	22,162円
阿字ヶ浦	384円	20,916円
下妻	264円	31,319円
水海道菅生	380円	40,446円
水海道別	299円	49,316円
茨城勝田	344円	26,588円
高萩	165円	20,019円
北茨城	165円	29,519円
取手	460円	18,383円
茨城岩井	169円	23,758円
土浦牛久	762円	15,002円

茨城県

茨城東海	525円	31,715円
那珂	347円	17,288円
常陸大宮	324円	27,769円
金砂郷	121円	52,237円
十王	334円	25,940円
常陸鹿島	285円	21,089円
神栖	258円	17,613円
茨城萩原	167円	20,354円
潮来延方	225円	21,048円
美浦	168円	32,403円
谷和原	361円	95,553円
守谷清水	553円	35,869円
古河2	639円	8,273円
古河旭	992円	12,432円
総和2	289円	28,089円
古河南	350円	32,033円
茨城境	306円	61,427円
石岡東	286円	75,093円
石岡	243円	37,241円
常陸太田別館	275円	17,928円
羽鳥	249円	39,635円
千葉若松	82円	22,657円
矢田部	212円	32,503円
阿見	353円	14,075円
高場	383円	33,001円
笠間	294円	21,427円
稲戸井	474円	16,878円
茨城	241円	36,175円
茨城岩瀬	246円	31,456円
大子	113円	24,447円
鉢田	131円	24,582円
江戸崎	111円	15,245円
伊奈	246円	46,321円
藤代蔵前	389円	22,702円
奥野	130円	54,666円
牛堀	229円	32,098円
阿見南	117円	33,979円
茨城東	56円	39,093円
総和	289円	66,634円
岡田	157円	53,535円
関城	108円	30,820円
茨城協和	428円	30,233円
利根	105円	44,891円
いばらき旭	83円	36,670円
常澄	175円	30,481円
内原	930円	77,559円
石岡大野	149円	29,636円
荻崎	156円	31,201円
新利根	90円	52,119円
岩間	266円	30,318円
八郷	88円	20,766円
茨城鳥栖	61円	66,533円
潮沼	111円	95,354円
瓜連	441円	29,234円
茨城北浦	51円	42,437円
茨城玉造	86円	36,004円
常北	210円	27,489円
岡郷	153円	19,608円
五霞	140円	24,073円
茨城八千代	228円	33,860円
大洋	71円	48,279円
茨城土浦	244円	46,531円
波崎	233円	36,592円
茨城出島	84円	60,038円
沖宿	96円	50,302円
潮来	194円	27,337円
明野	101円	46,767円
真壁	205円	18,347円
茨城千代田	286円	32,297円
茨城大津	233円	23,784円
茨城稲田	141円	59,943円
七郷	140円	43,907円
桂	20円	50,329円
土浦河内	112円	55,478円
美野里	150円	40,658円
新治	122円	18,349円
茨城麻生	156円	35,710円
飯富	161円	31,254円
国田	131円	47,197円
菅原	117円	42,586円
行方	49円	60,106円
蔵川	58円	64,017円
出島東	103円	43,874円
小幡	57円	66,256円
雨引	191円	56,834円
八俣	82円	29,300円
猿島	93円	56,596円
御前山	101円	58,454円
茨城三和	722円	30,139円
沓掛	109円	46,038円
いばらき小川	169円	49,445円
山方	125円	56,090円
水府	38円	46,659円
茨城桜川	76円	44,202円
石下	171円	54,810円
茨城美和	133円	51,696円
宇都宮	765円	52,311円
宇都宮平出	290円	47,087円
道場宿	314円	37,542円
瑞穂野	228円	17,219円
徳次郎	500円	32,885円
砥上	495円	25,974円
江曾島	849円	13,773円
雀宮	811円	44,874円
足利	330円	31,871円
足利相生	459円	55,333円
足利西	301円	24,214円
足利南	510円	23,547円
栃木	253円	34,065円

栃木県

つくば	1,864円	50,811円
大穂	684円	15,396円
桜	209円	17,385円
つくば北	145円	19,969円
筑波山	262円	37,834円
吉沼	87円	18,297円
筑波谷田部	331円	18,742円
土浦豊里	380円	47,302円
大洗	375円	15,234円
友部	377円	37,196円
茨城東海	539円	30,016円
那珂	349円	14,958円
常陸大宮	330円	25,605円
金砂郷	133円	38,788円
十王	335円	23,554円
常陸鹿島	340円	20,077円
神栖	299円	14,920円
茨城萩原	187円	17,995円
潮来延方	250円	20,447円
美浦	184円	29,795円
谷和原	392円	94,794円
守谷清水	584円	35,413円
古河2	640円	2,990円
古河旭	1,026円	11,455円
総和2	289円	23,959円
古河南	360円	30,124円
茨城境	320円	39,912円
石岡東	306円	69,550円
石岡	290円	30,698円
常陸太田別館	280円	17,682円
羽鳥	253円	36,860円
千葉若松	94円	19,783円
矢田部	224円	29,849円
阿見	350円	13,082円
高場	393円	29,635円
笠間	295円	20,771円
稲戸井	478円	36,592円
茨城	241円	31,738円
茨城岩瀬	255円	32,422円
大子	126円	23,926円
鉢田	141円	26,694円
江戸崎	126円	14,403円
伊奈	252円	39,661円
藤代蔵前	400円	24,541円
奥野	129円	44,636円
牛堀	248円	24,969円
阿見南	117円	32,324円
茨城東	61円	35,929円
総和	289円	62,247円
岡田	170円	49,134円
関城	117円	29,501円
茨城協和	450円	29,759円
利根	110円	50,684円
いばらき旭	83円	33,220円
常澄	180円	27,427円
内原	939円	42,396円
石岡大野	151円	25,896円
荻崎	169円	29,132円
新利根	97円	43,890円
岩間	260円	23,116円
八郷	93円	18,967円
茨城鳥栖	71円	63,330円
潮沼	125円	53,029円
瓜連	448円	19,685円
茨城北浦	57円	38,059円
茨城玉造	93円	26,574円
常北	209円	22,889円
岡郷	153円	18,237円
五霞	154円	23,997円
茨城八千代	254円	32,230円
大洋	79円	45,144円
茨城土浦	239円	45,993円
波崎	232円	34,679円
茨城出島	88円	57,781円
沖宿	101円	48,855円
潮来	198円	25,569円
明野	110円	44,763円
真壁	207円	18,309円
茨城千代田	289円	29,423円
茨城大津	266円	21,569円
茨城稲田	153円	49,980円
七郷	148円	41,186円
桂	23円	44,416円
土浦河内	117円	60,755円
美野里	157円	37,918円
新治	136円	16,233円
茨城麻生	165円	28,935円
飯富	160円	21,637円
国田	147円	44,367円
菅原	129円	40,469円
行方	63円	56,249円
蔵川	73円	59,587円
出島東	113円	40,959円
小幡	66円	53,391円
雨引	185円	54,654円
八俣	87円	27,161円
猿島	100円	45,108円
御前山	113円	47,869円
茨城三和	734円	27,654円
沓掛	123円	43,969円
いばらき小川	179円	45,790円
山方	147円	51,131円
水府	51円	43,883円
茨城桜川	74円	34,641円
石下	173円	51,191円
茨城美和	159円	46,226円
宇都宮	761円	48,722円
宇都宮平出	208円	33,318円
道場宿	316円	36,211円

栃木県

栃木北	242円	21,245円
佐野	242円	25,586円
鹿沼	264円	22,105円
北犬飼	218円	36,013円
日光	319円	34,527円
今市	196円	20,332円
栃木小山	772円	32,281円
雨ヶ谷	330円	18,635円
延島	166円	14,319円
真岡	241円	25,623円
大田原 2	212円	26,081円
矢板	374円	30,256円
黒磯	320円	24,153円
上三川	510円	35,611円
栃木河内	538円	35,316円
栃木芳賀	285円	40,022円
栃木壬生 2	1,723円	16,626円
石橋	432円	20,174円
栃木小金井	548円	27,025円
新野木	385円	80,666円
栃木大平	367円	38,528円
岩舟	255円	21,791円
鬼怒川川治	188円	22,386円
宝積寺	523円	19,044円
栃木鳥山	147円	10,558円
西那須野 2	379円	29,993円
田沼	339円	11,021円
益子	301円	32,024円
間々田	337円	34,908円
栃木城山	178円	10,652円
南犬飼	378円	13,700円
氏家別	404円	24,300円
葛生 2	215円	35,412円
赤見	229円	30,824円
美師寺	155円	14,987円
小山西	137円	16,932円
卒島	225円	20,056円
栃木富田	239円	18,645円
栃木藤岡 2	202円	18,128円
栃木田原	158円	25,076円
栃木西方	126円	32,612円
上河内	165円	39,895円
野崎	204円	66,972円
佐久山	121円	33,484円
片岡	193円	31,081円
東那須野	224円	13,350円
栃木梅沢	60円	36,182円
楡木	132円	41,225円
栃木大沢	152円	20,352円
伊王野 2	98円	35,269円
喜連川	214円	44,386円
馬頭	158円	22,906円
黒羽	56円	47,345円
黒田原	190円	64,938円
栃木二宮	250円	16,851円
市貝	231円	20,794円
南那須	154円	44,169円
文挟	89円	44,179円
栃木栗野	204円	42,540円
玉生	197円	22,255円
熱田	98円	24,503円
栃木小川	217円	20,601円
塩原 2	187円	12,931円
関谷	161円	40,146円
栃木茂木	201円	38,359円
湯津上	225円	13,958円
足尾交換局 2	195円	25,624円
栃木水橋	131円	36,264円
船生	111円	23,492円
栃木大宮	99円	56,773円
川治	114円	51,591円
栃木 2	253円	27,525円
那須横沢	64円	13,828円
那須	78円	43,004円
那須大沢	46円	26,842円
南摩	300円	24,354円
前橋	684円	42,923円
野中別	782円	16,756円
前橋元総社	497円	43,169円
佐島	346円	19,353円
前橋芳賀	199円	37,193円
国領	501円	40,250円
群馬高崎	543円	39,683円
高崎支店別 1	543円	19,707円
高崎問屋町	477円	28,527円
倉賀野	763円	27,929円
大類	873円	24,880円
群馬長野	791円	47,692円
桐生錦町	174円	26,239円
桐生相生	442円	31,546円
伊勢崎	361円	35,814円
豊受	321円	40,177円
群馬太田	867円	33,961円
太田九合	778円	20,239円
宝泉	383円	28,459円
群馬沼田	731円	30,828円
館林支別 1	259円	22,400円
群馬渋川	348円	15,564円
群馬藤岡	417円	28,544円
群馬富岡	310円	18,134円
群馬安中	400円	33,647円
群馬馬町	310円	27,841円
群馬新町	413円	38,005円
群馬長野原	315円	29,824円
草津温泉	256円	33,302円
玉村	474円	49,585円
空懸	158円	15,957円
大間々	741円	23,576円
群馬大泉	234円	34,579円

群馬県

瑞穂野	225円	15,733円
徳次郎	505円	26,033円
砥上	512円	24,256円
江曾島	850円	12,448円
雀宮	797円	40,369円
足利	314円	36,384円
足利相生	449円	38,367円
足利西	294円	20,460円
足利南	496円	20,591円
栃木	261円	31,414円
栃木北	250円	19,679円
佐野	241円	27,494円
鹿沼	263円	21,944円
北犬飼	234円	33,916円
日光	328円	33,582円
今市	196円	19,274円
栃木小山	778円	28,142円
雨ヶ谷	353円	15,661円
延島	175円	13,914円
真岡	236円	37,114円
大田原 2	207円	25,735円
矢板	391円	27,547円
黒磯	323円	21,036円
上三川	508円	34,897円
栃木河内	545円	31,745円
栃木芳賀	285円	36,848円
栃木壬生 2	1,716円	14,217円
石橋	455円	17,569円
栃木小金井	563円	23,601円
新野木	406円	74,518円
栃木大平	356円	35,568円
岩舟	247円	16,255円
鬼怒川川治	183円	19,534円
宝積寺	521円	13,060円
栃木鳥山	151円	9,991円
西那須野 2	370円	29,434円
田沼	328円	10,356円
益子	294円	29,352円
間々田	606円	30,972円
栃木城山	239円	9,794円
南犬飼	404円	12,499円
氏家別	417円	25,901円
葛生 2	207円	27,219円
赤見	246円	28,596円
美師寺	164円	13,489円
小山西	144円	16,581円
卒島	242円	18,726円
栃木富田	272円	15,849円
栃木藤岡 2	248円	14,610円
栃木田原	175円	23,264円
栃木西方	145円	24,453円
上河内	191円	31,371円
野崎	217円	55,192円
佐久山	127円	24,414円
片岡	212円	29,005円
東那須野	244円	12,268円
栃木梅沢	106円	32,929円
楡木	146円	38,470円
栃木大沢	168円	13,816円
伊王野 2	109円	32,001円
喜連川	215円	35,305円
馬頭	159円	21,515円
黒羽	61円	43,396円
黒田原	190円	54,095円
栃木二宮	246円	14,948円
市貝	229円	19,537円
南那須	178円	40,132円
文挟	109円	40,718円
栃木栗野	197円	39,497円
玉生	194円	20,020円
熱田	100円	22,855円
栃木小川	315円	18,476円
塩原 2	177円	11,902円
関谷	162円	73,277円
栃木茂木	198円	78,555円
湯津上	235円	12,944円
足尾交換局 2	227円	23,713円
栃木水橋	137円	27,728円
船生	121円	21,014円
栃木大宮	116円	42,731円
川治	126円	35,192円
栃木 2	261円	25,543円
那須横沢	70円	12,968円
那須	89円	40,990円
那須大沢	53円	18,593円
南摩	342円	22,761円
前橋	682円	39,921円
野中別	823円	15,349円
前橋元総社	482円	33,714円
佐島	382円	17,712円
前橋芳賀	206円	36,402円
国領	503円	36,196円
群馬高崎	527円	37,759円
高崎支店別 1	527円	16,793円
高崎問屋町	485円	27,170円
倉賀野	768円	25,182円
大類	866円	20,174円
群馬長野	788円	31,313円
桐生錦町	206円	21,058円
桐生相生	444円	31,100円
伊勢崎	360円	34,122円
豊受	327円	36,240円
群馬太田	861円	31,540円
太田九合	779円	18,995円
宝泉	389円	28,067円
群馬沼田	745円	29,335円
館林支別 1	261円	20,952円
群馬渋川	346円	13,314円
群馬藤岡	418円	22,630円

群馬県

中之条	175円	25,581円
高林	450円	9,200円
毛里田	176円	34,797円
群馬川内	311円	11,158円
赤城	121円	20,494円
群馬富士見	272円	15,088円
群馬原町	78円	43,384円
北軽井沢	12円	18,819円
采女	213円	44,772円
敷塚本町	102円	12,256円
群馬板倉	568円	21,411円
群馬川俣	280円	22,284円
赤岩	228円	12,623円
吉井	312円	11,607円
大胡	271円	14,233円
粕川	256円	17,344円
榛名	503円	19,523円
箕郷	350円	15,456円
鬼石	128円	15,832円
下仁田交換七	119円	14,014円
甘楽	173円	11,520円
松井田	346円	10,385円
月夜野	272円	81,230円
群馬水上	101円	28,540円
群馬布施	274円	23,054円
原市	270円	13,158円
浅間高原	2円	40,277円
子持	147円	29,402円
群馬吉岡	370円	21,096円
邑楽	218円	20,501円
群馬城南	320円	15,767円
駒形	652円	21,940円
梅田	173円	23,096円
群馬新里	49円	41,734円
新国定	488円	76,624円
群馬境交換七	335円	12,225円
尾島	301円	18,783円
群馬新田	220円	8,614円
新田金井	192円	23,070円
新南蛇井	284円	46,473円
北橋	153円	24,179円
渋川伊香保	248円	14,816円
群馬岩崎	73円	17,079円
館林東	164円	21,429円
倉瀬	279円	30,579円
磐戸	85円	25,177円
嬬恋	315円	15,937円
道具	295円	26,725円
片品	269円	35,649円
伊勢崎支別1	361円	21,731円
猿ヶ京	377円	14,854円
埼玉県		
川越	1,832円	63,821円
川越新宿	2,456円	24,644円
南古谷	2,420円	35,882円
川越霞ヶ関	2,959円	21,453円
熊谷末広	605円	37,974円
三ヶ尻	1,176円	23,233円
埼玉川口	7,250円	46,240円
川口青木	4,109円	40,579円
川口芝	2,190円	36,663円
安行	3,078円	33,733円
浦和東	4,755円	46,551円
浦和白樺	4,423円	38,737円
浦和紫雲	2,502円	29,502円
中尾	1,904円	17,973円
浦和美園	1,515円	70,151円
埼玉大宮	6,434円	46,410円
大宮東大成	2,053円	51,822円
大宮大和田	1,441円	18,246円
大宮指扇	1,428円	23,462円
行田別館	418円	22,579円
秩父	617円	18,851円
所沢	2,508円	23,350円
所沢元町	3,540円	36,070円
所沢北野	987円	32,668円
所沢東	2,156円	22,609円
所沢下富	1,287円	18,123円
飯能緑町	1,374円	18,597円
原市場	562円	29,975円
吾野	540円	57,875円
加須	389円	23,207円
加須花崎	386円	39,302円
埼玉本庄	529円	22,139円
東松山2	988円	13,258円
岩槻	1,267円	28,928円
和土	707円	11,051円
春日部武里	1,411円	29,707円
春日部八木崎	1,159円	58,465円
狭山2	1,801円	45,827円
狭山入曽	3,793円	34,294円
埼玉羽生	232円	22,311円
鴻巣	1,018円	17,429円
埼玉深谷2	490円	16,986円
上尾	1,578円	21,727円
新平方	2,032円	14,102円
浦和与野	3,428円	22,993円
草加局舎1	1,303円	37,044円
草加弁天	1,197円	12,032円
草加清門	1,547円	25,072円
越谷	1,998円	38,477円
越谷大里	1,238円	22,880円
越谷蒲生	2,028円	35,059円
蕨戸田	2,943円	51,592円
西戸田	2,616円	31,529円
入間	3,634円	28,740円
入間西武	1,022円	42,971円
入間宮寺	411円	17,051円
入間金子	863円	24,119円
鳩ヶ谷	2,506円	20,620円

群馬富岡	296円	15,581円
群馬安中	392円	29,892円
新群馬町	338円	19,979円
群馬新町	417円	39,828円
群馬長野原	380円	27,722円
草津温泉	252円	28,228円
玉村	470円	44,295円
笠懸	160円	14,741円
大間々	712円	20,868円
群馬大泉	229円	31,551円
中之条	170円	23,490円
高林	454円	8,564円
毛里田	193円	30,546円
群馬川内	306円	10,140円
赤城	128円	24,961円
群馬富士見	306円	11,477円
群馬原町	88円	50,052円
北軽井沢	12円	16,868円
采女	232円	42,104円
敷塚本町	107円	11,200円
群馬板倉	576円	19,553円
群馬川俣	297円	20,465円
赤岩	243円	11,142円
吉井	342円	16,057円
大胡	272円	13,013円
粕川	254円	15,655円
榛名	552円	24,168円
箕郷	345円	19,518円
鬼石	152円	21,417円
下仁田交換七	112円	20,049円
甘楽	183円	16,562円
松井田	390円	16,773円
月夜野	310円	84,102円
群馬水上	99円	31,543円
群馬布施	345円	29,926円
原市	272円	18,871円
浅間高原	12円	36,581円
子持	148円	35,848円
群馬吉岡	383円	26,894円
邑楽	238円	16,799円
群馬城南	332円	12,636円
駒形	648円	20,174円
梅田	166円	21,266円
群馬新里	56円	37,907円
新国定	511円	71,088円
群馬境交換七	328円	11,187円
尾島	298円	15,729円
群馬新田	226円	7,270円
新田金井	203円	21,441円
新南蛇井	336円	42,698円
北橋	150円	30,812円
渋川伊香保	249円	25,633円
群馬岩崎	84円	21,784円
館林東	184円	19,507円
倉瀬	318円	36,393円
磐戸	120円	32,968円
嬬恋	380円	14,357円
道具	330円	33,118円
片品	312円	41,077円
伊勢崎支別1	360円	18,100円
猿ヶ京	458円	24,201円
埼玉県		
川越	1,703円	48,406円
川越新宿	2,430円	21,288円
南古谷	2,336円	31,574円
川越霞ヶ関	2,975円	20,111円
熊谷末広	598円	33,329円
三ヶ尻	1,155円	22,080円
埼玉川口	7,283円	36,328円
川口青木	4,206円	37,103円
川口芝	2,213円	35,688円
安行	3,090円	32,359円
浦和東	4,593円	37,783円
浦和白樺	4,280円	35,354円
浦和紫雲	2,400円	28,787円
中尾	1,891円	17,933円
浦和美園	1,467円	66,300円
埼玉大宮	5,504円	46,057円
大宮東大成	1,962円	49,364円
大宮大和田	1,411円	20,299円
大宮指扇	1,388円	22,262円
行田別館	426円	22,211円
秩父	617円	17,604円
所沢	2,494円	20,941円
所沢元町	3,391円	29,639円
所沢北野	1,028円	27,454円
所沢東	2,078円	21,441円
所沢下富	1,306円	16,776円
飯能緑町	1,385円	16,777円
原市場	603円	23,056円
吾野	584円	49,356円
加須	404円	22,653円
加須花崎	395円	36,817円
埼玉本庄	536円	20,908円
東松山2	995円	11,332円
岩槻	1,234円	32,676円
和土	713円	10,867円
春日部武里	1,420円	28,107円
春日部八木崎	1,162円	53,150円
狭山2	1,743円	26,759円
狭山入曽	3,720円	42,933円
埼玉羽生	250円	22,415円
鴻巣	1,013円	15,383円
埼玉深谷2	493円	17,737円
上尾	1,553円	21,184円
新平方	1,974円	14,681円
浦和与野	3,346円	22,657円
草加局舎1	1,255円	34,453円
草加弁天	1,208円	11,607円
草加清門	1,542円	23,730円

朝霞	1,352円	25,622円
志木	3,212円	21,900円
新座	2,076円	16,426円
埼玉加納	241円	13,188円
桶川	1,315円	32,835円
久喜2	1,337円	35,315円
鴻巣北本	2,583円	21,054円
草加八潮	1,769円	26,648円
埼玉富士見	2,007円	24,820円
埼玉三郷	1,743円	29,860円
三郷鹿野	1,193円	16,356円
三郷小谷堀	1,122円	25,347円
蓮田	1,006円	22,551円
坂戸本町	1,249円	19,846円
幸手	407円	22,541円
鶴ヶ島	1,067円	21,608円
武蔵日高電2	1,828円	15,226円
埼玉吉川	1,562円	62,875円
上尾伊奈	727円	65,711円
埼玉吹上2	782円	28,284円
大井	3,025円	29,877円
川越三芳	893円	26,888円
毛呂山2	376円	16,087円
嵐山	541円	44,273円
埼玉小川別	383円	24,911円
川越川島	331円	36,009円
埼玉吉見	423円	39,805円
皆野	348円	35,330円
熊谷吉田	231円	42,532円
埼玉江南	380円	35,435円
妻沼	347円	18,322円
埼玉岡部	455円	38,721円
寄居	503円	16,058円
川里	197円	37,861円
大利根	306円	39,949円
白岡	1,439円	26,032円
菖蒲	422円	31,983円
埼玉栗橋	559円	37,963円
鷲宮	616円	23,744円
杉戸別館	838円	23,655円
第二松伏	669円	17,723円
新庄和	1,172円	46,653円
箕田	451円	12,768円
埼玉滑川	538円	47,551円
児玉	248円	33,553円
慈恩寺	294円	19,325円
神川	191円	48,629円
上里	380円	14,908円
熊谷豊里	116円	52,357円
北川辺	162円	14,388円
行田北河原	97円	52,478円
行田埼玉	166円	42,980円
加須樋邊川	123円	49,919円
高坂	1,276円	13,257円
青山	282円	38,588円
川通	364円	37,025円
みろく	118円	25,266円
埼玉平野	255円	73,020円
幸手八代	349円	41,529円
越生	400円	30,422円
埼玉玉川	243円	24,110円
長瀬	322円	31,149円
上吉田	159円	43,540円
小鹿野	200円	29,535円
両神	193円	43,774円
埼玉荒川	352円	23,017円
埼玉美里	213円	42,422円
埼玉川本	215円	34,527円
寄居男衾	214円	35,755円
騎西	425円	38,095円
高麗	392円	38,089円
鳩山	262円	29,038円
埼玉花園	175円	43,267円
杉戸椿	370円	39,049円
内間木	1,031円	21,728円
名栗	105円	41,380円
東秩父	230円	47,360円
宝珠花	536円	54,637円
さいたま新都	4,675円	133,350円
久喜	1,337円	48,241円
千葉	1,464円	32,828円
千葉南	1,602円	40,989円
幕張	1,985円	59,490円
横橋	617円	30,789円
千葉轟	2,186円	28,032円
桜木	1,754円	28,189円
菅田	727円	46,569円
新土気	923円	33,774円
高洲	2,087円	38,394円
稲毛	2,080円	31,007円
鎌子	430円	44,259円
市川	3,845円	43,429円
鬼高	1,986円	20,493円
浦安行徳	4,000円	43,733円
市川中山	2,732円	70,109円
市川曾谷	2,921円	15,227円
市川原木	2,015円	26,408円
市川大野	1,214円	17,883円
船橋	2,088円	28,675円
美園台	2,069円	40,676円
船橋本町	5,627円	85,340円
千葉上山	946円	39,680円
千葉豊富	665円	57,144円
二和	1,525円	43,804円
館山	451円	33,309円
木更津富士見	272円	21,415円
下烏田	264円	21,181円
矢那	263円	36,131円
松戸	3,590円	58,793円

千葉県

越谷	1,981円	37,712円
越谷大里	1,257円	21,902円
越谷浦生	2,019円	43,167円
蕨戸田	3,016円	40,943円
西戸田	2,640円	29,972円
入間	3,588円	30,994円
入間西武	1,025円	38,915円
入間宮寺	426円	16,565円
入間金子	863円	23,007円
鳩ヶ谷	2,519円	23,416円
朝霞	1,391円	24,123円
志木	3,043円	19,940円
新座	2,036円	16,181円
埼玉加納	250円	12,861円
桶川	1,304円	31,605円
久喜2	1,353円	30,982円
鴻巣北本	2,563円	19,600円
草加八潮	1,738円	25,241円
埼玉富士見	1,937円	24,334円
埼玉三郷	1,725円	26,521円
三郷鹿野	1,182円	16,349円
三郷小谷堀	1,109円	24,650円
蓮田	1,006円	21,658円
坂戸本町	1,226円	19,071円
幸手	413円	22,001円
鶴ヶ島	1,050円	20,291円
武蔵日高電2	1,826円	14,117円
埼玉吉川	1,544円	58,104円
上尾伊奈	673円	62,024円
埼玉吹上2	792円	25,600円
大井	2,924円	26,596円
川越三芳	898円	25,804円
毛呂山2	379円	14,257円
嵐山	548円	36,958円
埼玉小川別	384円	23,216円
川越川島	347円	29,887円
埼玉吉見	421円	33,402円
皆野	376円	33,752円
熊谷吉田	256円	39,620円
埼玉江南	382円	38,231円
妻沼	349円	17,653円
埼玉岡部	455円	34,141円
寄居	513円	28,731円
川里	202円	33,858円
大利根	311円	33,521円
白岡	1,436円	26,857円
菖蒲	415円	28,403円
埼玉栗橋	566円	37,637円
鷲宮	618円	21,369円
杉戸別館	868円	24,015円
第二松伏	722円	15,083円
新庄和	1,242円	43,245円
箕田	454円	11,957円
埼玉滑川	540円	39,306円
児玉	250円	30,887円
慈恩寺	298円	19,030円
神川	196円	43,612円
上里	395円	12,906円
熊谷豊里	123円	47,343円
北川辺	177円	13,030円
行田北河原	130円	48,608円
行田埼玉	191円	40,321円
加須樋邊川	128円	42,178円
高坂	1,268円	12,454円
青山	317円	32,383円
川通	377円	31,160円
みろく	122円	22,905円
埼玉平野	275円	61,561円
幸手八代	378円	38,441円
越生	395円	24,848円
埼玉玉川	251円	19,295円
長瀬	451円	28,506円
上吉田	180円	39,899円
小鹿野	203円	26,807円
両神	224円	40,497円
埼玉荒川	375円	20,605円
埼玉美里	216円	39,510円
埼玉川本	219円	31,528円
寄居男衾	226円	34,022円
騎西	422円	32,178円
高麗	438円	32,637円
鳩山	274円	28,137円
埼玉花園	198円	40,786円
杉戸椿	403円	31,673円
内間木	1,041円	21,461円
名栗	110円	35,822円
東秩父	252円	39,781円
宝珠花	549円	42,201円
さいたま新都	4,340円	134,851円
久喜	1,353円	46,084円
千葉	1,454円	31,048円
千葉南	1,641円	51,859円
幕張	1,915円	57,322円
横橋	630円	29,553円
千葉轟	2,198円	27,363円
桜木	1,793円	27,261円
菅田	688円	39,516円
新土気	982円	30,430円
高洲	2,084円	70,146円
稲毛	2,026円	23,195円
鎌子	435円	40,121円
市川	3,840円	40,916円
鬼高	2,202円	18,035円
浦安行徳	4,062円	37,938円
市川中山	2,760円	63,867円
市川曾谷	2,974円	14,445円
市川原木	2,188円	24,747円
市川大野	1,223円	17,780円
船橋	2,021円	38,692円

千葉県

五香	1,284円	35,933円
松戸小金	1,673円	15,004円
松戸高塚	1,253円	23,078円
上花輪	686円	19,960円
川間交換セン	542円	42,355円
佐原	786円	49,037円
茂原別館	479円	23,224円
成田	868円	29,369円
成田赤坂	514円	23,661円
千葉佐倉	602円	28,876円
志津	519円	14,196円
馬渡	335円	12,751円
東金別館	397円	11,499円
八日市場	306円	26,764円
千葉旭	464円	33,145円
習志野	2,577円	46,133円
津田沼	2,721円	26,930円
千葉柏	3,454円	44,657円
逆井	1,848円	32,529円
田中	1,208円	26,605円
豊四季	1,787円	13,240円
市原	846円	57,816円
千葉八幡	773円	24,295円
辰巳	722円	21,858円
潮又	342円	15,642円
流山	835円	27,354円
南流山	2,228円	27,024円
千葉八千代	1,069円	20,956円
吉橋	712円	20,334円
米本	850円	36,754円
我孫子	1,036円	15,898円
鴨川	748円	31,737円
鎌ヶ谷	1,027円	35,086円
君津	663円	25,423円
千葉富津	299円	31,616円
浦安	4,013円	16,374円
四街道	1,040円	32,078円
袖ヶ浦	767円	33,108円
八街	237円	25,769円
千葉船穂	813円	17,836円
関宿	342円	28,074円
沼南	531円	26,512円
白井	625円	19,592円
千葉大網	1,323円	74,071円
九十九里	117円	37,173円
成東	229円	72,826円
睦沢	262円	28,796円
長生	242円	26,538円
長柄	229円	31,605円
千葉御宿	483円	15,515円
坂月	10,078円	30,592円
木更津	256円	32,815円
茂原	464円	56,471円
勝浦	255円	27,097円
姉崎	398円	43,700円
富里	1,747円	30,885円
千葉大原	117円	20,330円
野呂	672円	17,560円
千葉清川	264円	45,431円
三ツ堀	234円	26,225円
成毛	82円	16,229円
千葉三和	441円	35,727円
湖北	469円	27,731円
小名木	564円	12,764円
東高野	171円	20,368円
酒々井	689円	22,124円
小見川	226円	22,135円
十倉	225円	48,830円
千葉野尻	136円	28,913円
四木	116円	38,192円
下総	82円	10,020円
印旛	211円	25,362円
本埜	136円	18,508円
千葉山田	29円	37,897円
東庄	168円	19,614円
横芝	288円	14,038円
野栄	55円	9,908円
多古	172円	25,072円
芝山	102円	14,733円
船形	261円	33,431円
千葉一宮	342円	38,211円
本納	272円	37,700円
千葉白子	139円	16,915円
長南	106円	43,777円
夷隅	202円	23,210円
大多喜	214円	13,681円
白里	133円	26,449円
山武北	96円	35,497円
第二成東	107円	16,812円
有秋	387円	20,250円
千倉	176円	16,694円
三里塚	266円	19,553円
千葉岩根	207円	21,291円
塚原	382円	54,473円
天羽	441円	36,190円
大佐和	156円	9,532円
安食	144円	16,481円
千葉飯岡	134円	13,710円
岬	119円	37,652円
鏡南	108円	9,351円
扇島	43円	29,466円
香取	178円	41,240円
千葉末吉	264円	9,316円
久留里	346円	19,484円
千葉清和	188円	24,271円
広岡	176円	32,504円
千葉平川	145円	17,476円
千潟	199円	15,438円
蓮沼	116円	13,890円

薬園台	2,084円	27,085円
船橋本町	5,415円	94,687円
千葉上山	979円	31,246円
千葉豊富	687円	56,839円
二和	1,548円	32,817円
館山	482円	31,756円
木更津富士見	276円	19,039円
下烏田	284円	20,726円
矢那	266円	41,651円
松戸	3,466円	55,660円
五香	1,288円	33,743円
松戸小金	1,663円	14,496円
松戸高塚	1,340円	20,309円
上花輪	684円	19,273円
川間交換セン	525円	39,799円
佐原	803円	34,682円
茂原別館	493円	27,051円
成田	845円	28,414円
成田赤坂	497円	25,436円
千葉佐倉	617円	27,764円
志津	571円	13,572円
馬渡	363円	18,161円
東金別館	413円	21,438円
八日市場	319円	23,988円
千葉旭	466円	31,181円
習志野	2,584円	43,453円
津田沼	2,811円	20,290円
千葉柏	3,655円	41,544円
逆井	1,838円	25,993円
田中	1,197円	25,333円
豊四季	1,826円	12,391円
市原	883円	56,230円
千葉八幡	788円	23,226円
辰巳	747円	20,910円
潮又	362円	15,688円
流山	1,157円	23,717円
南流山	2,237円	25,806円
千葉八千代	1,067円	19,798円
吉橋	690円	19,433円
米本	867円	33,365円
我孫子	1,052円	15,016円
鴨川	769円	29,371円
鎌ヶ谷	1,054円	30,828円
君津	688円	22,556円
千葉富津	302円	29,878円
浦安	4,010円	16,724円
四街道	1,074円	30,252円
袖ヶ浦	764円	31,109円
八街	269円	24,286円
千葉船穂	844円	18,898円
関宿	429円	26,771円
沼南	541円	25,054円
白井	625円	19,415円
千葉大網	1,342円	42,687円
九十九里	117円	34,652円
成東	234円	73,130円
睦沢	270円	25,484円
長生	257円	23,187円
長柄	232円	34,876円
千葉御宿	488円	13,360円
坂月	3,519円	28,475円
木更津	286円	38,583円
茂原	503円	52,649円
勝浦	246円	43,174円
姉崎	432円	41,578円
富里	1,754円	29,005円
千葉大原	137円	17,451円
野呂	684円	22,024円
千葉清川	275円	42,729円
三ツ堀	235円	25,321円
成毛	86円	14,951円
千葉三和	459円	34,920円
湖北	466円	26,513円
小名木	635円	11,215円
東高野	213円	19,625円
酒々井	716円	20,600円
小見川	233円	21,217円
十倉	227円	46,222円
千葉野尻	145円	26,421円
四木	127円	36,618円
下総	91円	8,809円
印旛	219円	24,666円
本埜	141円	18,452円
千葉山田	34円	34,090円
東庄	170円	24,217円
横芝	290円	13,607円
野栄	58円	9,566円
多古	171円	25,392円
芝山	103円	13,914円
船形	262円	28,085円
千葉一宮	345円	34,917円
本納	262円	31,797円
千葉白子	147円	21,407円
長南	110円	39,149円
夷隅	216円	17,769円
大多喜	225円	11,405円
白里	135円	21,287円
山武北	105円	30,773円
第二成東	110円	14,661円
有秋	411円	19,276円
千倉	184円	15,966円
三里塚	273円	17,456円
千葉岩根	201円	20,231円
塚原	391円	49,012円
天羽	468円	40,689円
大佐和	162円	8,628円
安食	171円	15,441円
千葉飯岡	136円	12,197円
岬	120円	34,793円

給田	133円	29,589円
印西	472円	20,285円
丸山	47円	28,395円
岩戸	180円	39,496円
千葉茅野	217円	32,400円
千葉岩井	78円	51,402円
千葉光	92円	32,633円
千葉和田	415円	57,159円
天津小湊	213円	22,718円
八日市場北	124円	50,385円
富浦	374円	43,402円
北多古	58円	34,360円
木更津佐貴	386円	46,010円
木更津三芳	447円	29,190円
千葉白浜	224円	27,353円
千葉七浦	122円	54,459円
犬石	96円	31,786円
西岬	117円	55,757円
千葉亀山	88円	48,427円
千葉興津	305円	19,428円
布佐	250円	22,482円
千葉牛久	290円	15,414円
千葉戸田	328円	32,244円
江見	174円	53,581円
千葉金谷	362円	58,932円
峰上	226円	39,257円
海上	351円	53,205円
北光	55円	14,613円
大原山田	226円	34,307円
千葉小湊	162円	35,443円
鶴舞	199円	29,578円
高滝	155円	36,497円
月崎	124円	31,758円
九美上	61円	49,788円
殿廻	88円	109,496円
平三	111円	28,309円
大栄	81円	22,806円
栗源	185円	49,424円
千葉松尾	310円	12,440円
北芝山	127円	16,714円
南羽鳥	166円	16,742円
鴨川仲	140円	26,438円
古畑	183円	48,158円
山武南	140円	21,751円
神崎	220円	43,263円
庄司	79円	39,525円
東庄南	124円	55,644円
大手町 F S	58,907円	105,127円
霞ヶ関	56,636円	32,465円
神田	21,077円	28,095円
駿河台	14,063円	44,010円
九段	12,598円	18,287円
丸の内	31,823円	28,422円
京橋	15,865円	39,107円
銀座	56,978円	38,805円
東銀座	42,012円	21,337円
東京築地	10,383円	50,798円
茅場兜	10,424円	27,205円
晴海	10,132円	42,232円
東京浜町	7,174円	21,671円
芝	24,350円	33,738円
東京赤坂	19,929円	16,865円
東京青山	41,525円	39,458円
白金	27,374円	25,945円
東京三田	14,224円	25,083円
新宿	23,289円	25,361円
東京大久保	16,722円	35,905円
四谷	9,939円	38,998円
牛込	7,843円	20,627円
西新宿	45,208円	33,408円
小石川	8,990円	27,453円
東京大塚	7,926円	87,449円
駒込第2	9,498円	18,099円
東京上野	25,560円	41,447円
浅草	6,008円	39,478円
吉原	3,578円	56,636円
墨田	5,074円	51,206円
本所	4,708円	34,932円
向島	5,497円	16,194円
江東	5,972円	40,652円
東京深川	4,561円	18,014円
東京城東	5,455円	11,207円
江東辰巳	3,856円	23,485円
東京新有明	8,457円	86,452円
東京大崎	15,904円	81,466円
荏原	8,690円	18,575円
品川	8,926円	43,937円
大田支店埠頭	3,227円	28,873円
自由ヶ丘	10,807円	27,846円
目黒本館	7,991円	41,822円
蒲田	7,633円	25,506円
東京大森	8,469円	35,496円
馬込	5,678円	29,232円
池上	6,515円	32,391円
羽田	5,468円	51,438円
田園調布	21,287円	33,550円
雪ヶ谷	6,613円	27,624円
矢口	5,195円	54,338円
世田谷	12,297円	38,692円
成城	8,692円	21,965円
砧	8,844円	36,826円
弦巻	10,086円	26,829円
東京烏山	7,723円	20,730円
東京玉川	16,907円	8,051円
東京瀬田	6,106円	26,959円
上北沢	7,895円	22,657円
松沢ビル2	5,913円	25,064円
東渋谷	42,371円	49,694円
代々木	12,002円	20,032円

東京都

鎌南	2,038円	8,385円
扇島	57円	26,298円
香取	207円	39,572円
千葉末吉	276円	23,421円
久留里	365円	15,582円
千葉清和	211円	22,076円
広岡	192円	28,846円
千葉平川	145円	15,794円
千歳	205円	13,929円
蓮沼	124円	77,812円
給田	131円	27,359円
印西	469円	18,542円
丸山	48円	26,766円
岩戸	183円	37,262円
千葉茅野	225円	28,746円
千葉岩井	83円	42,963円
千葉光	100円	30,867円
千葉和田	455円	54,158円
天津小湊	222円	20,634円
八日市場北	141円	47,153円
富浦	402円	41,525円
北多古	67円	32,522円
木更津佐貴	416円	43,149円
木更津三芳	449円	27,286円
千葉白浜	245円	32,260円
千葉七浦	141円	49,152円
犬石	107円	30,075円
西岬	118円	47,354円
千葉亀山	101円	45,734円
千葉興津	306円	13,762円
布佐	278円	27,677円
千葉牛久	292円	13,770円
千葉戸田	319円	31,222円
江見	186円	51,683円
千葉金谷	396円	56,347円
峰上	237円	37,437円
海上	359円	35,663円
北光	59円	14,490円
大原山田	262円	29,977円
千葉小湊	174円	32,746円
鶴舞	228円	27,787円
高滝	174円	34,798円
月崎	131円	30,425円
九美上	72円	47,357円
殿廻	97円	104,491円
平三	124円	27,478円
大栄	87円	21,433円
栗源	211円	47,574円
千葉松尾	312円	12,205円
北芝山	132円	15,619円
南羽鳥	175円	14,824円
鴨川仲	146円	24,110円
古畑	189円	43,781円
山武南	142円	18,994円
神崎	236円	70,331円
庄司	89円	34,576円
東庄南	137円	52,576円
大手町 F S	55,681円	102,881円
霞ヶ関	53,717円	31,791円
神田	18,452円	27,469円
駿河台	12,254円	28,565円
九段	11,441円	14,084円
丸の内	30,191円	26,472円
京橋	13,884円	93,870円
銀座	43,609円	36,446円
東銀座	35,593円	20,536円
東京築地	9,000円	48,879円
茅場兜	8,968円	28,013円
晴海	9,285円	35,625円
東京浜町	6,189円	34,318円
芝	22,454円	36,211円
東京赤坂	19,961円	13,427円
東京青山	39,433円	43,826円
白金	25,635円	33,150円
東京三田	13,275円	29,437円
新宿	20,331円	38,380円
東京大久保	14,680円	34,788円
四谷	8,831円	37,066円
牛込	7,354円	30,459円
西新宿	37,053円	32,332円
小石川	9,215円	37,174円
東京大塚	6,686円	81,876円
駒込第2	8,725円	17,261円
東京上野	20,186円	48,695円
浅草	4,927円	37,762円
吉原	3,183円	54,878円
墨田	4,744円	54,721円
本所	4,976円	39,485円
向島	4,847円	20,772円
江東	5,542円	65,052円
東京深川	4,420円	30,115円
東京城東	4,457円	114,924円
江東辰巳	3,588円	22,449円
東京新有明	7,612円	63,159円
東京大崎	14,505円	59,717円
荏原	8,179円	29,679円
品川	7,915円	40,828円
大田支店埠頭	2,850円	25,668円
自由ヶ丘	10,682円	26,405円
目黒本館	7,370円	37,039円
蒲田	7,314円	23,952円
東京大森	7,831円	43,269円
馬込	5,352円	24,605円
池上	6,505円	29,958円
羽田	5,217円	78,710円
田園調布	21,021円	30,819円
雪ヶ谷	6,403円	25,844円
矢口	4,773円	52,023円
世田谷	10,369円	46,093円

東京都

渋谷	39,350円	24,384円
東京野方	9,080円	53,577円
東京中野	14,132円	54,613円
高円寺	7,660円	55,530円
杉並	7,496円	40,276円
井草	13,685円	37,109円
荻窪	6,177円	24,435円
久我山	8,286円	45,686円
池袋	8,031円	55,978円
巣鴨	4,625円	37,558円
落合別館	7,709円	32,255円
十条	6,787円	24,308円
王子	3,787円	63,557円
田端尾久	6,090円	51,210円
赤羽営業別館	5,515円	25,254円
東京荒川	2,810円	93,390円
板橋	5,293円	52,840円
成増	5,961円	26,961円
志村	5,499円	35,155円
南板橋別館	7,161円	18,524円
北町	4,602円	49,685円
練馬	5,955円	47,639円
東京大泉	5,537円	25,079円
関町	5,953円	22,055円
西練馬	5,739円	28,134円
石神井	5,603円	31,624円
梅島	3,859円	53,487円
千住	4,723円	59,557円
西新井	3,548円	37,190円
竹の塚	4,190円	33,707円
東京綾瀬	3,550円	29,086円
葛飾	4,189円	65,732円
亀有	3,927円	51,465円
金町	4,505円	39,061円
江戸川別館	3,960円	38,885円
小岩	4,457円	43,094円
葛西	4,581円	49,008円
東江戸川	3,671円	35,051円
八王子元横山	2,314円	18,690円
八王子浅川	1,990円	23,155円
八王子明神	2,309円	43,932円
八王子由木	2,313円	48,144円
八王子片倉	3,868円	28,376円
八王子滝山	1,723円	12,301円
八王子新明神	2,267円	26,982円
立川砂川	3,312円	29,768円
新立川	4,537円	21,797円
武蔵野	17,670円	32,088円
吉祥寺	9,532円	48,561円
武蔵境	5,144円	35,286円
三鷹	5,917円	29,889円
青梅	919円	21,125円
青梅東	1,241円	14,557円
武蔵府中	5,150円	32,965円
昭島	4,977円	52,289円
調布	4,401円	32,646円
町田	3,225円	35,460円
鶴川	3,353円	30,577円
町田忠生	1,539円	28,929円
町田北忠生	3,256円	26,570円
町田鶴間	2,094円	13,644円
小金井	10,628円	33,789円
東京小平	3,132円	36,129円
東京日野	5,868円	18,369円
日野高幡	3,012円	35,480円
東村山	2,046円	66,444円
東京国分寺	5,095円	30,322円
国立	4,262円	17,654円
田無	3,684円	38,684円
保谷	3,737円	21,550円
福生	2,139円	19,144円
狛江	4,003円	25,602円
村山大和	2,723円	42,745円
清瀬	2,614円	19,410円
東久留米	2,866円	38,314円
武蔵村山	2,562円	53,784円
多摩	2,594円	20,927円
稲城長沼	4,943円	29,524円
稲城坂浜	1,713円	24,575円
福生秋川	2,771円	26,267円
福生羽村	5,204円	33,705円
福生瑞穂	2,500円	22,027円
福生日の出	1,529円	25,476円
八王子恩方	2,689円	39,507円
伊豆大島	254円	155,874円
三宅島	117円	71,080円
八丈島	374円	80,256円
九段別棟	12,858円	114,182円
五日市	1,727円	23,245円
東京大崎2	15,904円	42,668円
蔵前	5,307円	104,668円
八王子下川口	1,425円	20,940円
青梅吉野	1,859円	27,069円
中ノ郷	66円	203,839円
青梅小曾木	395円	73,204円
青梅沢井	593円	78,132円
福生松原	426円	20,809円
青梅奥多摩	654円	18,510円
青梅古里	495円	36,739円
東江戸川別館	3,671円	59,457円
津久井青野原	536円	14,217円
新島	89円	100,731円
神津島	66円	314,585円
小笠原父島	431円	74,152円
相模原	1,318円	31,709円
相模大野	3,405円	16,663円
神奈川橋本	5,973円	29,400円
相模原田名	1,077円	21,168円
相模原麻溝	1,512円	95,533円

神奈川県

成城	8,582円	20,388円
砧	8,428円	30,216円
弦巻	9,920円	38,052円
東京島山	7,708円	19,725円
東京玉川	16,136円	5,459円
東京瀬田	5,445円	22,705円
上北沢	7,305円	38,229円
松沢ビル2	5,584円	29,757円
東渋谷	38,166円	46,144円
代々木	11,615円	17,692円
渋谷	33,769円	24,215円
東京野方	8,678円	51,797円
東京中野	13,049円	49,413円
高円寺	7,301円	51,060円
杉並	7,120円	37,754円
井草	13,145円	58,976円
荻窪	5,358円	23,269円
久我山	7,714円	41,748円
池袋	7,372円	60,801円
巣鴨	4,205円	45,727円
落合別館	6,974円	49,349円
十条	6,165円	32,074円
王子	3,323円	58,671円
田端尾久	5,480円	55,197円
赤羽営業別館	5,284円	24,650円
東京荒川	2,635円	88,491円
板橋	4,852円	49,868円
成増	4,958円	30,959円
志村	4,707円	32,954円
南板橋別館	6,773円	17,567円
北町	4,261円	45,759円
練馬	5,522円	43,706円
東京大泉	5,335円	27,384円
関町	5,143円	20,376円
西練馬	5,072円	40,102円
石神井	5,062円	28,172円
梅島	3,500円	61,245円
千住	4,505円	57,031円
西新井	3,363円	35,298円
竹の塚	3,840円	47,725円
東京綾瀬	2,965円	38,979円
葛飾	4,136円	61,723円
亀有	4,013円	49,411円
金町	4,410円	28,502円
江戸川別館	3,346円	56,322円
小岩	3,841円	39,811円
葛西	4,184円	47,715円
東江戸川	3,484円	46,157円
八王子元横山	2,313円	18,651円
八王子浅川	1,944円	40,471円
八王子明神	2,343円	37,589円
八王子由木	2,279円	46,722円
八王子片倉	3,600円	24,784円
八王子滝山	1,725円	13,397円
八王子新明神	2,367円	30,997円
立川砂川	3,151円	27,952円
新立川	4,729円	20,929円
武蔵野	16,842円	38,305円
吉祥寺	8,997円	46,101円
武蔵境	4,912円	26,109円
三鷹	5,678円	31,507円
青梅	891円	20,535円
青梅東	1,351円	13,802円
武蔵府中	5,096円	32,277円
昭島	4,919円	41,683円
調布	4,250円	32,730円
町田	3,156円	33,838円
鶴川	3,363円	28,411円
町田忠生	1,525円	22,476円
町田北忠生	3,172円	26,177円
町田鶴間	2,186円	12,778円
小金井	10,340円	39,882円
東京小平	3,086円	27,762円
東京日野	5,718円	17,385円
日野高幡	3,240円	33,246円
東村山	1,940円	52,888円
東京国分寺	4,918円	39,308円
国立	4,125円	15,437円
田無	3,636円	30,283円
保谷	3,861円	20,698円
福生	2,249円	18,292円
狛江	3,590円	23,587円
村山大和	2,502円	34,370円
清瀬	2,693円	18,767円
東久留米	2,790円	36,178円
武蔵村山	2,705円	48,636円
多摩	2,500円	39,532円
稲城長沼	4,760円	28,121円
稲城坂浜	2,586円	24,196円
福生秋川	2,406円	24,540円
福生羽村	5,079円	31,814円
福生瑞穂	2,446円	20,058円
福生日の出	1,351円	26,353円
八王子恩方	2,666円	39,818円
伊豆大島	247円	142,626円
三宅島	121円	82,120円
八丈島	370円	60,828円
九段別棟	11,441円	104,390円
五日市	1,639円	42,745円
東京大崎2	14,243円	32,537円
蔵前	4,698円	100,108円
八王子下川口	1,426円	18,425円
青梅吉野	1,800円	23,332円
中ノ郷	75円	192,110円
青梅小曾木	494円	123,781円
青梅沢井	670円	73,318円
福生松原	456円	19,840円
青梅奥多摩	720円	15,536円
青梅古里	569円	33,190円

新相模原	2,069円	63,817円
津久井城山	1,459円	22,620円
津久井	739円	86,190円
鶴見営業所 2	4,384円	48,388円
東寺尾	5,645円	36,237円
松見	3,943円	37,873円
横浜北	8,664円	34,958円
神奈川新町	2,105円	25,279円
横浜中	4,268円	50,356円
本牧	4,231円	36,440円
横浜長者町	2,338円	61,176円
横浜港	4,268円	44,935円
横浜南	2,377円	39,749円
保土ヶ谷	2,292円	41,956円
希望が丘西谷	2,863円	32,403円
横浜今井	2,692円	33,294円
磯子	2,054円	88,680円
杉田	8,479円	44,766円
横浜金沢	1,782円	28,090円
港北N T	4,075円	67,776円
綱島	3,420円	49,155円
日吉	16,107円	36,391円
小机	5,096円	38,211円
東山田	4,778円	63,478円
戸塚	2,743円	62,766円
神奈川平戸	3,332円	36,092円
小雀	2,468円	31,257円
港南	3,096円	44,396円
港洋	5,949円	51,259円
希望が丘	2,743円	26,672円
神奈川若葉台	2,373円	32,115円
都岡	2,071円	23,881円
神奈川中山	4,668円	57,224円
美しが丘	6,397円	42,500円
長津田	5,356円	27,668円
谷本	6,459円	29,490円
荏田	7,613円	15,945円
すみよし台	6,454円	61,072円
瀬谷	2,299円	34,120円
戸塚本郷	1,812円	21,275円
神奈川泉	5,269円	47,074円
岡津	2,571円	83,899円
渡田	2,591円	37,902円
川崎臨港	3,112円	71,074円
川崎別館	3,365円	45,303円
幸	4,948円	23,545円
幸加瀬	3,280円	45,885円
川崎北	12,567円	63,186円
川崎北木月	5,596円	87,064円
溝ノ口	6,761円	63,748円
神奈川大塚	3,437円	28,284円
川崎北子母口	4,086円	28,241円
登戸	11,463円	57,030円
菅	2,810円	46,552円
川崎北菅生	2,236円	51,762円
登戸百合ヶ丘	3,822円	78,563円
柿生	3,980円	34,502円
横須賀南	745円	63,580円
衣笠	1,772円	30,190円
横須賀別館	1,257円	45,315円
追浜	1,443円	82,522円
南久里浜	1,241円	35,278円
武山	709円	64,259円
野比	1,744円	29,893円
平塚	2,991円	27,318円
平塚中里	1,984円	46,303円
田村	1,732円	19,166円
新金目	874円	37,811円
神奈川鎌倉	4,624円	44,351円
大船	4,237円	51,632円
鎌倉腰越	1,904円	40,260円
神奈川藤沢	2,088円	103,005円
藤沢支別棟 C	2,088円	33,078円
長後堂別棟	1,688円	20,457円
藤沢新辻堂	6,721円	25,690円
善行	2,298円	36,495円
御所見	699円	24,321円
大庭	1,815円	40,860円
小田原	1,037円	63,556円
国府津	2,148円	49,393円
小田原谷津	2,148円	31,913円
小田原橋	601円	45,024円
富水	656円	49,024円
茅ヶ崎	3,409円	27,835円
茅ヶ崎松林	2,386円	34,202円
逗子	3,748円	41,384円
神奈川三浦	599円	34,704円
南下浦 3	723円	62,411円
秦野	808円	45,358円
西秦野	1,305円	41,670円
鶴巻	2,542円	27,171円
北秦野	951円	43,446円
厚木支別棟	1,888円	44,201円
厚木岡田	1,399円	38,838円
荻野	990円	47,434円
依知	1,018円	17,982円
愛名	764円	20,902円
神奈川大和	1,382円	28,939円
大和下鶴間	1,741円	66,010円
桜ヶ丘	1,961円	69,244円
伊勢原	2,464円	30,487円
海老名	3,165円	51,062円
中河内	1,467円	48,269円
座間	1,506円	40,402円
南足柄別館	904円	21,688円
神奈川綾瀬	1,340円	27,452円
神奈川葉山	2,171円	37,783円
東葉山	1,812円	39,681円
寒川	1,346円	29,886円

神奈川県

東江戸川別館	3,484円	67,346円
津久井青野原	594円	13,154円
新島	85円	73,148円
神津島	71円	301,268円
小笠原父島	495円	55,749円
相模原	1,291円	35,007円
相模大野	3,395円	15,557円
神奈川橋本	5,909円	27,727円
相模原田名	1,091円	20,125円
相模原麻溝	1,497円	52,053円
新相模原	2,132円	91,780円
津久井城山	1,461円	19,099円
津久井	720円	44,769円
鶴見営業所 2	4,379円	55,091円
東寺尾	5,681円	47,356円
松見	3,775円	35,780円
横浜北	8,432円	32,732円
神奈川新町	2,084円	24,064円
横浜中	3,203円	45,900円
本牧	4,194円	72,830円
横浜長者町	2,365円	53,796円
横浜港	3,203円	45,771円
横浜南	2,333円	37,394円
保土ヶ谷	2,254円	50,561円
希望が丘西谷	2,878円	30,959円
横浜今井	2,692円	32,764円
磯子	2,017円	57,413円
杉田	8,518円	36,422円
横浜金沢	1,740円	23,815円
港北N T	4,123円	45,025円
綱島	3,253円	39,017円
日吉	15,894円	34,417円
小机	5,004円	35,847円
東山田	4,744円	42,325円
戸塚	2,704円	59,504円
神奈川平戸	3,246円	34,260円
小雀	2,484円	29,746円
港南	3,036円	38,179円
港洋	5,874円	32,151円
希望が丘	2,734円	23,792円
神奈川若葉台	2,445円	28,877円
都岡	2,056円	24,417円
神奈川中山	4,665円	78,228円
美しが丘	5,527円	30,153円
長津田	5,318円	54,790円
谷本	6,452円	28,482円
荏田	7,559円	15,173円
すみよし台	6,445円	35,693円
瀬谷	2,338円	33,987円
戸塚本郷	1,802円	22,584円
神奈川泉	5,259円	42,618円
岡津	2,577円	79,775円
渡田	2,586円	52,058円
川崎臨港	3,091円	55,261円
川崎別館	3,272円	41,889円
幸	4,957円	21,918円
幸加瀬	3,541円	30,782円
川崎北	12,263円	60,530円
川崎北木月	5,545円	80,750円
溝ノ口	6,468円	65,428円
神奈川大塚	3,441円	25,367円
川崎北子母口	3,980円	26,799円
登戸	10,910円	38,263円
菅	2,793円	45,023円
川崎北菅生	2,204円	31,677円
登戸百合ヶ丘	3,730円	54,917円
柿生	4,023円	29,384円
横須賀南	317円	41,493円
衣笠	1,721円	29,026円
横須賀別館	1,290円	38,385円
追浜	1,460円	58,991円
南久里浜	1,220円	28,351円
武山	662円	38,008円
野比	1,741円	19,425円
平塚	2,957円	25,003円
平塚中里	1,936円	44,657円
田村	1,729円	18,101円
新金目	876円	23,924円
神奈川鎌倉	4,580円	41,310円
大船	4,238円	48,357円
鎌倉腰越	1,853円	38,454円
神奈川藤沢	2,064円	135,958円
藤沢支別棟 C	2,064円	30,501円
長後堂別棟	1,641円	17,545円
藤沢新辻堂	6,750円	23,666円
善行	2,286円	34,911円
御所見	721円	23,087円
大庭	1,813円	37,590円
小田原	1,040円	65,393円
国府津	2,137円	33,918円
小田原谷津	2,150円	22,868円
小田原橋	728円	42,669円
富水	665円	30,205円
茅ヶ崎	3,439円	25,998円
茅ヶ崎松林	2,437円	44,478円
逗子	3,804円	46,875円
神奈川三浦	573円	33,077円
南下浦 3	913円	34,239円
秦野	804円	43,152円
西秦野	1,292円	39,735円
鶴巻	2,586円	24,268円
北秦野	942円	41,095円
厚木支別棟	1,857円	49,692円
厚木岡田	1,432円	26,437円
荻野	1,193円	47,026円
依知	1,015円	16,819円
愛名	805円	20,006円
神奈川大和	1,384円	28,167円
大和下鶴間	1,755円	36,894円

	大磯	2,058円	37,806円
	二宮	2,145円	29,176円
	神奈川中井	344円	44,188円
	松田	1,060円	56,010円
	神奈川山北	479円	54,392円
	箱根	383円	30,460円
	湯河原別館	690円	22,947円
	神奈川中津	877円	64,966円
	神奈川田浦	923円	39,080円
	愛川	394円	44,902円
	下曾我	852円	45,277円
	箱根町	826円	124,274円
	湯本	809円	71,554円
	真鶴	704円	87,509円
	八王子内郷	395円	26,725円
	八王子藤野	711円	102,531円
	松輪	561円	48,668円
	日吉営業所B	13,423円	46,344円
	仙石原	676円	144,913円
新潟県	関屋	955円	26,227円
	坂井輪	785円	12,550円
	新潟東	491円	48,325円
	小金	707円	22,923円
	山二ツ	823円	22,709円
	新潟	605円	32,172円
	長岡	379円	52,112円
	関原	269円	15,709円
	南長岡	250円	32,928円
	西長岡	608円	29,163円
	北長岡	307円	22,233円
	三条	450円	22,605円
	柏崎別	352円	26,836円
	新発田	293円	25,946円
	新津	315円	18,956円
	小千谷	399円	16,273円
	越後加茂	248円	28,769円
	十日町	431円	19,319円
	見附	246円	29,286円
	村上	420円	24,442円
	廿六木	410円	16,766円
	糸魚川別	441円	16,197円
	新井	177円	16,244円
	五泉西	283円	20,938円
	越後白根	495円	29,844円
	上越	270円	44,890円
	高田	341円	37,598円
	聖籠	80円	17,505円
	越後亀田	407円	18,356円
	越後吉田	215円	25,042円
	巻	400円	14,328円
	南三条	181円	15,286円
	越後湯沢	261円	35,411円
	塩沢	295円	23,373円
	六日町	425円	38,128円
	越後大崎	88円	45,595円
	安塚	30円	23,907円
	佐和田南	130円	36,805円
	両津	153円	16,448円
	小出	380円	25,826円
	内野交換所2	954円	42,143円
	南新潟	168円	16,102円
	与板	187円	24,149円
	和島	82円	23,479円
	第二三条	302円	11,299円
	川東	44円	22,605円
	紫雲寺	77円	12,772円
	中条	221円	17,953円
	大野町	513円	26,698円
	松浜東	283円	32,722円
	越後豊栄	494円	15,093円
	石山東	694円	23,371円
	下田第一	368円	18,358円
	今町	356円	16,924円
	水原	343円	50,903円
	横越	318円	11,675円
	分水	279円	21,095円
	田上	118円	14,376円
	寺泊	109円	27,094円
	堀之内	284円	19,216円
	村松	234円	17,432円
	越後安田	214円	25,705円
	小須戸	296円	24,675円
	弥彦	239円	59,796円
	岩室	106円	8,269円
	越後荒川	238円	26,421円
	津川	158円	17,026円
	月岡	197円	35,259円
	刈羽	370円	22,290円
	千手	122円	30,810円
	栃尾	233円	22,545円
	越後曾根	183円	20,691円
	月潟	73円	46,263円
	越後三川	82円	24,891円
	出雲崎	175円	21,466円
	石打	225円	23,021円
	津南	309円	28,002円
	越後板倉	44円	17,506円
	関川	213円	29,749円
	新潟朝日	25円	13,644円
	岩船	199円	11,360円
	土市	147円	17,852円
	京ヶ瀬	155円	67,652円
	諫野町	187円	30,813円
	越後川口	123円	18,442円
	広神	102円	44,747円
	土樽	94円	26,207円
	越後大和	156円	16,275円
	越後大潟	267円	15,605円
	頸城	90円	16,738円

	桜ヶ丘	1,945円	52,471円
	伊勢原	2,404円	29,088円
	海老名	3,197円	48,922円
	中河内	1,500円	27,651円
	座間	1,479円	38,154円
	南足柄別館	904円	19,340円
	神奈川綾瀬	1,329円	27,072円
	神奈川葉山	2,224円	35,756円
	東葉山	1,802円	38,492円
	寒川	1,362円	29,395円
	大磯	2,082円	35,989円
	二宮	2,094円	27,762円
	神奈川中井	343円	42,258円
	松田	1,028円	37,467円
	神奈川山北	472円	52,599円
	箱根	532円	29,814円
	湯河原別館	838円	23,252円
	神奈川中津	866円	41,971円
	神奈川田浦	934円	37,992円
	愛川	367円	42,681円
	下曾我	843円	43,853円
	箱根町	816円	119,088円
	湯本	823円	69,874円
	真鶴	686円	58,782円
	八王子内郷	428円	24,378円
	八王子藤野	733円	56,120円
	松輪	734円	46,761円
	日吉営業所B	13,243円	44,751円
	仙石原	647円	140,007円
新潟県	関屋	952円	24,118円
	坂井輪	811円	13,567円
	新潟東	508円	45,100円
	小金	709円	24,639円
	山二ツ	842円	22,350円
	新潟	600円	52,022円
	長岡	374円	49,661円
	関原	295円	14,553円
	南長岡	262円	29,610円
	西長岡	617円	26,594円
	北長岡	330円	21,526円
	三条	481円	24,172円
	柏崎別	355円	24,923円
	新発田	294円	23,876円
	新津	320円	17,614円
	小千谷	413円	16,253円
	越後加茂	245円	25,714円
	十日町	427円	17,610円
	見附	251円	20,872円
	村上	461円	25,465円
	廿六木	417円	15,865円
	糸魚川別	495円	14,977円
	新井	208円	15,367円
	五泉西	316円	20,769円
	越後白根	525円	26,452円
	上越	276円	43,493円
	高田	332円	35,797円
	聖籠	92円	15,075円
	越後亀田	409円	17,111円
	越後吉田	213円	23,626円
	巻	436円	12,421円
	南三条	205円	14,931円
	越後湯沢	260円	34,260円
	塩沢	292円	21,099円
	六日町	454円	35,129円
	越後大崎	106円	40,606円
	安塚	36円	21,527円
	佐和田南	257円	22,698円
	両津	157円	15,645円
	小出	379円	24,029円
	内野交換所2	955円	40,600円
	南新潟	180円	14,938円
	与板	184円	23,427円
	和島	90円	25,451円
	第二三条	316円	13,188円
	川東	48円	20,720円
	紫雲寺	76円	12,576円
	中条	239円	17,048円
	大野町	484円	24,068円
	松浜東	292円	30,757円
	越後豊栄	492円	14,581円
	石山東	720円	20,803円
	下田第一	428円	17,634円
	今町	386円	15,827円
	水原	343円	47,872円
	横越	321円	10,379円
	分水	280円	18,675円
	田上	150円	12,171円
	寺泊	125円	25,043円
	堀之内	282円	22,825円
	村松	247円	16,535円
	越後安田	220円	22,908円
	小須戸	294円	22,838円
	弥彦	284円	55,143円
	岩室	114円	7,213円
	越後荒川	236円	23,664円
	津川	177円	14,771円
	月岡	199円	31,630円
	刈羽	385円	21,301円
	千手	133円	29,064円
	栃尾	251円	21,192円
	越後曾根	199円	17,975円
	月潟	80円	43,474円
	越後三川	92円	23,030円
	出雲崎	184円	18,814円
	石打	244円	20,591円
	津南	346円	24,381円
	越後板倉	47円	17,537円
	関川	216円	29,038円
	新潟朝日	29円	13,819円

	神林	65円	32,255円
	菅谷	66円	13,174円
	鯖石	128円	19,634円
	太郎代	131円	19,584円
	越路	308円	7,356円
	能生	303円	26,575円
	青海	157円	23,330円
	妙高高原	136円	35,452円
	越後三和	97円	23,610円
	越後小国	282円	13,838円
	榑島	60円	20,980円
	越後三國	19円	20,555円
	越後松代	146円	16,484円
	松之山	102円	25,138円
	越後山北	347円	17,802円
	越後片貝	255円	18,430円
	乙	52円	68,799円
	越後黒川	273円	21,805円
	守門	71円	23,371円
	城内	118円	23,625円
	五日町	121円	46,274円
	高柳	61円	22,074円
	越後西山	80円	23,693円
	越後中郷	66円	34,266円
	妙高	158円	29,905円
	榎屋敷	147円	28,483円
	佐渡小木	259円	30,081円
	佐渡相川	174円	12,200円
	赤泊	54円	12,170円
	佐渡金井	120円	45,225円
	真野	143円	43,112円
	名柄	96円	57,624円
	榑尾南	25円	25,386円
	越後野田	69円	18,654円
	高士	59円	16,909円
	越後築地	119円	21,065円
	湯東	137円	13,878円
	牧村	44円	18,909円
	柿崎	147円	25,108円
	越後吉川	119円	20,017円
	赤倉	722円	104,796円
	岩沢	259円	16,075円
	秋山郷	8円	52,753円
	佐渡畑野	168円	14,387円
	羽茂	196円	31,603円
	越後田沢	377円	28,155円
	塩野町	129円	36,322円
	新穂	202円	35,818円
	甲府	250円	46,201円
	甲府北	765円	18,770円
	甲府南	668円	47,974円
	山梨吉田	597円	38,536円
	都留	233円	28,756円
	東山梨	352円	22,991円
	大月局舎2	732円	23,455円
	蓮崎	467円	24,593円
	勝沼	405円	109,844円
	石和	370円	23,380円
	諏沢青柳	334円	30,717円
	身延	273円	14,101円
	新電王	446円	99,017円
	山梨昭和	397円	35,926円
	田富	425円	37,723円
	小笠原	356円	24,124円
	忍野	344円	80,615円
	山中湖	408円	34,209円
	上野原局舎	417円	22,636円
	敷島	545円	48,694円
	塩山	393円	23,892円
	春日居	223円	53,864円
	市川大門	350円	96,079円
	山梨白根	225円	95,609円
	山梨双葉	359円	53,026円
	山梨高根	243円	61,595円
	長坂	115円	34,347円
	山梨大泉	199円	68,897円
	山梨曾根	233円	28,364円
	小淵沢	104円	38,913円
	河口湖	464円	33,845円
	山梨八代	236円	86,860円
	甲斐明野	219円	15,709円
	山梨一宮	216円	43,263円
	中富	231円	15,010円
	南部	353円	16,020円
	須玉	358円	22,323円
	白州	200円	11,522円
	下部	218円	31,076円
	大月東	487円	9,206円
	山梨六郷	332円	30,509円
	山梨清里	331円	19,132円
	鳴沢	70円	100,208円
	大目	64円	14,254円
	小沼	411円	79,627円
	田富局舎2	425円	48,582円
	牧丘	203円	69,021円
	山梨平野	167円	23,023円
	早川	80円	11,169円
	信濃吉田	726円	37,776円
	後町	582円	32,667円
	南長野	495円	27,542円
	信濃古里	155円	27,788円
	大豆島	300円	16,013円
	村井	840円	38,268円
	西松本	209円	20,691円
	南松本	826円	30,271円
	信濃上田	431円	28,419円
	信濃大屋	427円	19,405円
	信濃塩田	553円	20,103円
	岡谷	283円	31,709円

山梨県

長野県

	岩船	222円	11,345円
	土市	161円	16,355円
	京ヶ瀬	165円	44,529円
	隘野町	188円	25,241円
	越後川口	135円	17,357円
	広神	115円	43,188円
	土樽	114円	21,882円
	越後大和	172円	15,915円
	越後大湯	303円	12,961円
	頸城	106円	23,561円
	神林	71円	29,092円
	菅谷	83円	11,266円
	鯖石	147円	19,104円
	太郎代	133円	18,514円
	越路	331円	7,572円
	能生	297円	22,566円
	青海	171円	22,116円
	妙高高原	137円	33,379円
	越後三和	102円	45,407円
	越後小国	300円	14,229円
	榑島	74円	20,787円
	越後三國	30円	17,147円
	越後松代	165円	16,248円
	松之山	109円	24,712円
	越後山北	396円	17,517円
	越後片貝	272円	17,152円
	乙	58円	63,221円
	越後黒川	319円	20,605円
	守門	85円	22,649円
	城内	128円	17,794円
	五日町	132円	43,463円
	高柳	77円	21,552円
	越後西山	93円	19,987円
	越後中郷	67円	33,228円
	妙高	156円	26,830円
	榎屋敷	164円	26,634円
	佐渡小木	306円	28,514円
	佐渡相川	223円	11,797円
	赤泊	59円	10,467円
	佐渡金井	121円	29,382円
	真野	144円	40,849円
	名柄	98円	49,058円
	榑尾南	28円	24,443円
	越後野田	79円	18,603円
	高士	74円	13,794円
	越後築地	130円	19,886円
	湯東	154円	12,355円
	牧村	49円	15,751円
	柿崎	148円	23,900円
	越後吉川	135円	18,934円
	赤倉	725円	101,583円
	岩沢	280円	16,005円
	秋山郷	11円	45,441円
	佐渡畑野	198円	13,685円
	羽茂	215円	29,047円
	越後田沢	412円	27,270円
	塩野町	146円	33,908円
	新穂	243円	33,464円
	甲府	254円	44,248円
	甲府北	776円	39,051円
	甲府南	677円	43,788円
	山梨吉田	607円	37,366円
	都留	267円	28,090円
	東山梨	354円	24,206円
	大月局舎2	727円	22,201円
	蓮崎	492円	24,013円
	勝沼	406円	67,011円
	石和	376円	24,531円
	諏沢青柳	330円	21,478円
	身延	265円	14,275円
	新電王	469円	94,889円
	山梨昭和	416円	33,453円
	田富	431円	39,288円
	小笠原	360円	22,282円
	忍野	355円	41,457円
	山中湖	416円	33,231円
	上野原局舎	419円	19,996円
	敷島	546円	45,410円
	塩山	396円	21,488円
	春日居	228円	51,033円
	市川大門	335円	55,496円
	山梨白根	228円	52,344円
	山梨双葉	365円	50,068円
	山梨高根	266円	57,397円
	長坂	122円	38,173円
	山梨大泉	235円	63,674円
	山梨曾根	259円	25,672円
	小淵沢	118円	36,832円
	河口湖	467円	33,170円
	山梨八代	239円	46,799円
	甲斐明野	256円	14,859円
	山梨一宮	239円	40,403円
	中富	263円	17,406円
	南部	412円	19,617円
	須玉	381円	20,132円
	白州	226円	11,306円
	下部	276円	30,285円
	大月東	532円	9,002円
	山梨六郷	344円	28,371円
	山梨清里	355円	18,293円
	鳴沢	77円	55,980円
	大目	129円	12,383円
	小沼	410円	41,086円
	田富局舎2	431円	49,119円
	牧丘	233円	64,653円
	山梨平野	183円	14,687円
	早川	90円	11,210円
	信濃吉田	736円	36,803円
	後町	587円	32,529円

山梨県

長野県

飯田	378円	25,224円
信濃山本	294円	16,929円
諏訪	293円	14,290円
須坂	529円	22,122円
小諸	217円	25,575円
伊那	311円	32,263円
駒ヶ根	297円	19,462円
信濃中野	397円	47,726円
信濃大町	232円	21,811円
信濃茅野	312円	15,058円
塩尻	757円	13,415円
更埴	384円	11,118円
信濃佐久	369円	17,599円
岩村田	357円	21,930円
軽井沢	2,033円	19,752円
中軽井沢	261円	16,122円
丸子	129円	17,548円
東部	295円	19,121円
下諏訪	480円	29,041円
辰野	260円	13,532円
箕輪	297円	20,965円
豊科	483円	21,121円
穂高	530円	10,065円
白馬	173円	12,610円
坂城	262円	14,958円
戸倉上山田	389円	12,500円
野沢温泉	113円	11,889円
松本東館	737円	27,839円
浅間	1,568円	61,922円
信濃飯山	199円	13,907円
御代田	229円	16,158円
信濃富士見	407円	8,205円
信濃原	193円	11,540円
信濃阿南	91円	25,076円
木曾	198円	21,990円
明科	348円	9,442円
生坂	81円	33,706円
波田	523円	11,843円
信濃三郷	487円	7,926円
信濃池田	187円	19,094円
神城	210円	11,977円
小布施	424円	19,079円
湯田中	296円	19,342円
信濃豊野	441円	29,172円
飯綱	164円	14,262円
平岡	118円	23,985円
上松	159円	13,672円
木曾檜川	232円	26,174円
四賀	190円	40,126円
梓川	193円	20,821円
小谷話交換	201円	17,242円
七二会	30円	11,300円
若穂	164円	28,283円
信濃松代	282円	18,484円
浦里	110円	29,607円
信濃常盤	52円	34,655円
臼田	209円	14,616円
高野町	116円	19,888円
野辺山	35円	22,490円
南軽井沢	112円	11,846円
望月	127円	22,419円
信濃芦田	61円	13,964円
信濃長門	75円	31,394円
真田	43円	17,297円
武石	63円	15,133円
青木	75円	30,277円
高遠	219円	11,635円
信濃小野	52円	23,616円
飯島	165円	19,097円
信濃宮田	184円	46,664円
信濃松川	208円	18,588円
市田	266円	13,362円
阿智	59円	14,377円
麻績	88円	12,914円
信濃山形	99円	11,701円
信濃朝日	84円	14,526円
信濃有明	270円	17,038円
木島平	20円	16,545円
信濃町	135円	11,798円
信濃牟礼	92円	16,663円
信濃栄	9円	26,234円
狐島	341円	18,887円
蓼科	243円	18,962円
竜丘	519円	12,063円
裾池高原	120円	18,177円
南蓼科	242円	36,208円
浅科	342円	13,092円
三岳	127円	36,693円
遠山	92円	21,984円
鬼無里	121円	15,686円
喬木	243円	29,305円
戸隠	99円	25,612円
高府	76円	10,811円
信州新町	402円	20,518円
信濃下条	126円	31,719円
信濃西条	265円	10,680円
信濃大桑	118円	10,769円
信濃中川	58円	21,680円
信濃豊田	251円	28,062円
信濃和田	167円	14,594円
菅平	180円	16,935円
南木曾	177円	16,177円
八千穂	243円	30,025円
北御牧	316円	10,787円
野尻湖	248円	25,154円
萩原	177円	32,938円

南長野	505円	26,650円
信濃古里	206円	18,717円
大豆島	333円	13,534円
村井	841円	25,562円
西松本	214円	24,165円
南松本	848円	26,802円
信濃上田	438円	24,664円
信濃大屋	455円	19,390円
信濃塩田	575円	28,221円
岡谷	310円	29,153円
飯田	371円	22,914円
信濃山本	322円	15,539円
諏訪	305円	13,888円
須坂	530円	20,427円
小諸	224円	23,767円
伊那	332円	29,497円
駒ヶ根	310円	17,767円
信濃中野	413円	43,534円
信濃大町	229円	19,722円
信濃茅野	311円	12,954円
塩尻	754円	12,687円
更埴	394円	9,751円
信濃佐久	374円	31,565円
岩村田	369円	17,230円
軽井沢	2,080円	18,049円
中軽井沢	263円	15,634円
丸子	134円	16,893円
東部	304円	16,550円
下諏訪	473円	31,051円
辰野	260円	11,018円
箕輪	293円	19,356円
豊科	485円	20,155円
穂高	543円	9,147円
白馬	181円	11,468円
坂城	287円	13,775円
戸倉上山田	401円	12,116円
野沢温泉	118円	10,665円
松本東館	725円	27,282円
浅間	1,582円	59,202円
信濃飯山	211円	12,903円
御代田	234円	14,965円
信濃富士見	460円	5,829円
信濃原	207円	11,399円
信濃阿南	106円	22,334円
木曾	24円	19,274円
明科	349円	7,564円
生坂	92円	31,820円
波田	533円	10,568円
信濃三郷	496円	6,908円
信濃池田	188円	17,408円
神城	217円	12,136円
小布施	425円	16,034円
湯田中	287円	16,704円
信濃豊野	462円	26,965円
飯綱	208円	10,987円
平岡	141円	22,004円
上松	198円	11,793円
木曾檜川	270円	24,341円
四賀	215円	37,619円
梓川	200円	19,048円
小谷話交換	229円	17,014円
七二会	34円	10,499円
若穂	180円	25,538円
信濃松代	287円	15,710円
浦里	115円	27,894円
信濃常盤	62円	30,697円
臼田	211円	13,330円
高野町	118円	24,411円
野辺山	35円	20,025円
南軽井沢	117円	12,256円
望月	142円	20,802円
信濃芦田	68円	12,305円
信濃長門	83円	32,292円
真田	47円	15,501円
武石	67円	14,298円
青木	88円	28,676円
高遠	216円	10,477円
信濃小野	61円	21,792円
飯島	192円	17,069円
信濃宮田	198円	42,666円
信濃松川	234円	17,086円
市田	289円	12,084円
阿智	68円	13,316円
麻績	101円	11,216円
信濃山形	100円	10,176円
信濃朝日	86円	13,156円
信濃有明	274円	16,334円
木島平	22円	16,321円
信濃町	158円	9,369円
信濃牟礼	107円	13,550円
信濃栄	10円	28,147円
狐島	365円	18,671円
蓼科	300円	17,324円
竜丘	544円	10,657円
裾池高原	139円	15,336円
南蓼科	312円	32,450円
浅科	357円	11,488円
三岳	154円	34,732円
遠山	107円	19,778円
鬼無里	141円	13,223円
喬木	275円	30,206円
戸隠	114円	24,415円
高府	83円	10,194円
信州新町	448円	18,540円
信濃下条	142円	30,087円
信濃西条	302円	9,954円
信濃大桑	135円	9,720円
信濃中川	66円	19,898円
信濃豊田	324円	27,742円

信濃和田	185円	13,518円
菅平	205円	15,674円
南木曾	207円	15,710円
八千穂	253円	27,576円
北御牧	345円	10,039円
野尻湖	287円	21,253円
萩原	203円	31,053円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
北海道		37,428円
青森県		29,446円
岩手県		110,181円
宮城県		64,399円
秋田県		31,236円
山形県		53,595円
福島県		43,326円
茨城県		39,206円
栃木県		49,599円
群馬県		35,796円
埼玉県		43,015円
千葉県		38,623円
東京都		63,191円
神奈川県		70,261円
新潟県		49,599円
山梨県		27,074円
長野県		38,476円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
北海道		162円
青森県		166円
岩手県		300円
宮城県		314円
秋田県		176円
山形県		161円
福島県		219円
茨城県		196円
栃木県		227円
群馬県		225円
埼玉県		236円
千葉県		214円
東京都		428円
神奈川県		323円
新潟県		240円
山梨県		260円
長野県		190円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額762円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額 255円 1光信号引込等設備ごとに月額 260円 1光信号引込等設備ごとに月額 255円	255円 260円 255円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	41円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)
未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,760円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕×（1＋貸倒率）
ア～イ (略)
(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容	1光信号引込等設備ごとに
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,851円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	282円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
北海道		43,594円
青森県		29,098円
岩手県		121,475円
宮城県		69,724円
秋田県		34,673円
山形県		62,119円
福島県		50,262円
茨城県		40,247円
栃木県		55,132円
群馬県		31,215円
埼玉県		46,587円
千葉県		42,400円
東京都		73,821円
神奈川県		77,633円
新潟県		46,567円
山梨県		31,304円
長野県		38,969円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
北海道		191円
青森県		189円
岩手県		361円
宮城県		370円
秋田県		201円
山形県		193円
福島県		256円
茨城県		224円
栃木県		271円
群馬県		259円
埼玉県		260円
千葉県		246円
東京都		495円
神奈川県		363円
新潟県		283円
山梨県		305円
長野県		222円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額846円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額 1光信号引込等設備ごとに月額 1光信号引込等設備ごとに月額	250円 255円 250円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	39円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)
未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,782円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕×（1＋貸倒率）
ア～イ (略)
(2) (略)

1光信号引込等設備ごとに

区分	内容	1光信号引込等設備ごとに
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,572円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	273円

別表4 違約金

第2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3) (略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3) (略)

第4～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.85%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、 <u>特定光信号端末回線</u> 又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3) (略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、 <u>特定光信号端末回線</u> 又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3) (略)

第4～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.91%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,390円	

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,212円	

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別收容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別收容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	80,437円	_____

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

1～2（略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別收容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別收容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	3,865円	_____

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）

1～5 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

6 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和元年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名 情報提供手続費		1件ごとに		24.81円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		81円	
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号 ごとの	234円	
		(1) 加算額	①	26円	
			②	1 成 功 検 索 ごとに	50円
光配線区域情報調査 費	ア欄	1 通信用建物ごとに		20,823円	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		27,577円	

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別收容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別收容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	49,506円	_____

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

1～2（略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別收容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別收容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	3,379円	_____

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）

1～5 （略）

ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	35円	
	イ欄	1件ごとに	78円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	659円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	221円	

附 則（令和4年3月28日東相制第21-00073号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年3月28日から実施し、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額及び附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）の料金額については令和4年4月1日より適用します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第8欄及び第13欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和2年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		27.26円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		121円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号	769円	
		(4) 加算額	①	ごとの	77円
			②	1 成功 検 索 ごとに	148円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		38,836円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1件ごとに		47円	
	イ欄	1件ごとに		113円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		654円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		255円	